

平成16年 第4回沼田町議会定例会（1日目）会議録

平成16年12月16日（木）

午前10時01分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	吉 田 好 宏	議 員	1 番	杉 本 邦 雄	議 員
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	室 田 俊 朗	議 員
	4 番	久 保 寛	議 員	5 番	津 川 均	議 員
	6 番	山 田 英 次	議 員	7 番	上 野 敏 夫	議 員
	8 番	絵 内 勝 己	議 員	10 番	中 村 保 夫	議 員
	11 番	野 道 夫	議 員	12 番	橋 場 守	議 員
	13 番	大 沼 恒 雄	議 員			

2. 欠席議員 な し

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	西 田 篤 正 君	監 査 委 員	岩 寺 一 之 君
教育委員長	高 松 慶 子 君	農業委員会会長	中 山 勝 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	藤 間 武 君	総務課長	金 子 幸 保 君
地域開発課長	生 沼 篤 司 君	財政課長	辻 山 典 哉 君
農業振興課長	矢 野 潔 君	住民生活課長	辻 広 治 君
建設課長	神 憲 彦 君	和風園園長	中 村 幸 雄 君
旭寿園園長	田 中 聡 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	松 田 剛 君	次 長	金 平 嘉 則 君
-----	---------	-----	-----------

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 （矢 野 潔） 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	浅 野 信 行 君	書 記	斉 藤 真 二 君
------	-----------	-----	-----------

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
	決算特別委員会決算審査報告（認定第1号）
	決算特別委員会決算審査報告（認定第2号）
	総務文教常任委員会所管事務調査報告
	産建民生常任委員会所管事務調査報告
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
議案第 63 号	沼田町過疎地域自立促進市町村計画について
議案第 64 号	財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例に
ついて	
承認第 6 号	専決処分の承認を求めることについて
議案第 65 号	平成 16 年度沼田町一般会計補正予算について
議案第 66 号	平成 16 年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第 67 号	平成 16 年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第 68 号	平成 16 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第 69 号	平成 16 年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
議案第 70 号	平成 16 年度沼田町水道事業会計補正予算について
発議第 2 号	議員定数並びに議会活動等調査特別委員会の設置について
請願第 4 号	米政策改革に関する請願について
請願第 5 号	「食料・農業・農村基本計画」の見直しに関する請願について
請願第 6 号	北海道の防衛体制に係る請願について
意見案第 17 号	米政策改革に関する意見書（案）について
意見案第 18 号	「食料・農業・農村基本計画」の見直しに関する意見書(案)について
意見案第 19 号	北海道の防衛体制に係る意見書（案）について
意見案第 20 号	三位一体改革に伴う財源確保に関する意見書（案）について
意見案第 21 号	北方領土の早期返還を求める意見書（案）について
意見案第 22 号	介護福祉士試験の見直しに関する意見書（案）について
意見案第 23 号	所得税定率減税に関する意見書（案）について
意見案第 24 号	平成 17 年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(案)について
	閉会中の所管事務調査の申し出について

(開会宣言)

○議長（吉田好宏議長）これより、本日をもって招集されました平成16年第4回沼田町議会定例会を開会いたします。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番 久保議員、13番 大沼議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。橋場委員長。

(橋場委員長 登壇)

○委員長（橋場 守委員長）皆さんおはようございます。どうもご苦労様です。

それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。平成16年第4回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を報告申し上げます。

去る12月13日、午後3時から議会運営委員と正副議長出席のもと開催致しました。議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。これによりますと、今定例会に提出される案件は諸般報告2件、委員長報告4件、一般質問、町長に対して7人15件、教育長に対して3人3件、計18件であります。更に平成16年度補正予算6件、専決処分1件、一般議案2件、追加予定のもの、議員発議が1件あります。また、議長に提出されました請願書、陳情書、意見書等は、11件の内8件につきましては上程すべきものとして取り扱うことで、意見の一致を見たところであります。

以上、付議事件全般について審議しました結果、今定例会の会期としては、本日16日から17日金曜日までの2日間とすることで意見の一致をみております。

以上、申し上げます、議会運営委員会の報告と致します。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）お諮り致します。本定例会の会期は委員長報告の通り、本日から17日までの2日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から17日まで

の2日間に決しました。

(議長の諸般報告)

○議長（吉田好宏議長） 日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出致しましたので、ご覧願います。

(決算審査報告)

○議長（吉田好宏議長） 日程第4、決算特別委員会の決算審査報告、認定第1号を議題と致します。委員長の報告を求めます。杉本委員長。

(杉本委員長 登壇)

○委員長（杉本邦雄委員長） 委員会の決算審査報告。平成16年第3回沼田町議会定例会において設置され、付託された案件について、審査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規程により報告する。

（以下、審査報告朗読）

○議長（吉田好宏議長） 委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本決算に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであります。お諮り致します。本決算は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認めます。よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

(決算審査報告)

○議長（吉田好宏議長） 日程第5、決算特別委員会の決算審査報告、認定第2号を議題と致します。委員長の報告を求めます。杉本委員長。

(杉本委員長 登壇)

○委員長（杉本邦雄委員長） 委員会の決算審査報告。平成16年第3回沼田町議会定例会において設置され、付託された案件について、審査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規程により報告する。

（以下、審査報告朗読）

○議長（吉田好宏議長）委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本決算に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであります。お諮り致します。本決算は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認めます。よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

（所管事務調査報告）

○議長（吉田好宏議長）日程第6、総務文教常任委員会所管事務調査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。横山委員長。

（横山委員長 登壇）

○委員長（横山忠男委員長）総務文教常任委員会所管事務調査報告。本委員会は、申し出た案件について調査を終了したので、その結果を次のとおり、会議規則第77条の規程により報告する。

（以下、調査報告朗読）

○議長（吉田好宏議長）委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。本件は、委員長報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意義なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり受理することに決しました。

（所管事務調査報告）

○議長（吉田好宏議長）日程第7、産建民生常任委員会所管事務調査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。室田委員長。

（室田委員長 登壇）

○委員長（室田俊朗委員長）産建民生常任委員会所管事務調査報告を致します。本委員

会は、申し出た案件について調査を終了したので、その結果を次のとおり、会議規則第77条の規程により報告する。

(以下、調査報告朗読)

○議長(吉田好宏議長) 委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。本件は、委員長報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご意義なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり受理することに決しました。

(行政報告)

○議長(吉田好宏議長) 日程第8、一般行政報告を議題と致します。始めに町長。

(西田篤正町長 登壇)

○町長(西田篤正町長) 平成16年第4回定例会を召集申し上げましたところ、ご多用の中、全議員のご出席を賜りましたこと、心から感謝と御礼を申し上げまして、一般行政報告をさせていただきたいというふうに思います。

(以下、一般行政報告を朗読)

○議長(吉田好宏議長) 次に、教育長。

(松田 剛教育長 登壇)

○教育長(松田 剛教育長) 第4回定例議会に当り、教育行政報告を申し上げます。

(以下、教育行政報告を朗読)

○議長(吉田好宏議長) 以上で、行政報告を終わります。ここで、休憩を致します。

10時50分 休憩

13時32分 再会

(一般質問)

○議長(吉田好宏議長) 再会を致します。日程第9、一般質問を行います。始めに町長に対して、通告順に順次発言を許します。11番野議員、元気のでる商店街づくりについて質問して下さい。

○11番(野 道夫議員) 11番。一番先にやらせて頂きまして、恐縮しておりますけれど、私今、街中一周をしてきました。雪は大体45cm、お客さんが沢山商店の前を歩いているのかと思っていたら、除雪の人、それも店屋さんのおじいちゃん、おばあちゃんばかりでございました。非常に寂しいなと思ってきたのですが、それは別にしまし

て、元気のでる商店街づくりという事で、私の方から町長に質問をさせていただきます。

沼田町の商店街づくりということで、ここに書いてあるとおり私読まさせていただきますと、経済の動向が先行き不透明で、非常に厳しい状況にある中、特に空洞化している中心市街地等の商店街の魅力と、活力を取り戻すために、地域振興面からも元気の出る商店街づくり。先ほど町長の方から、色々お話もありましたけれども、沼田町にも雪山センターが事業の中で計画されている事もありまして、こいったものも商店街のひとつの魅力になれば良いなという感じをしておりました。

また、2020年には4人に1人が高齢者となることが予想され、近くに商店が無くなることは、移動性の低い高齢者にとって死活問題であり、このような時代に対応する商店街づくりも今後考えていかなければならないと私ども考えておりますし、行政的にも色々考えておられると思います。私も、無くなった商店は幾つくらいあるかなと思って、ちょっと計算しますと、この2、3年くらいで15店舗が今無くなっております。

そういうことから、歳末の買い物は地元でということキャッチフレーズに、沼田町としても、商店会・商工会としても一生懸命にやっておりますけれども、やはり小さな商店に行って物を買おうと思っても、買いたい物が無い。そうすると当然、車で深川、旭川、滝川に走る。そういったことに歯止めをするためには、どうやったら商店の町づくりになるか。私、11月に山田議員と一緒に、5町で10名、山下代議士に色々お世話になって、中川大臣にお会いをしてきました。

その中では、商工業の振興ということから、国は中小企業庁で平成16年度小規模事業経営支援事業補助金を全国一律で6.95%の削減をする。今後更に、補助金総額抑制が予想される状況にあります。道も、財政立て直しプランの基本方針を示し、歳出における一般施設事業を、平成17年度から3ヵ年間の集中対策期間に25%を目安に削減をすることとし、事業費の対象項目の中で、これが問題ですが「商工会等の体制見直し」と明記しており、商工会関係補助金を取り巻く環境は、一段と厳しい状況を迎えているというような事で、私ども10人行って陳情してまいりました。

この時に、私もがっかりしたのは議長の所に私はすぐ復命書を、帰ってきてから3日後かに私は渡しました。それは、中川大臣が色々、「あなた方は何しにきたのか」「このような理由で陳情にまいりました」というと、「そうか、だけど商工業の振興について色々国なり道の補助金については、地方六団体の長が、全てOKとなっているので、貴方がた市町村の議会議員として何をしにきたのだ」となりました。

私どもは、それを聞いてびっくりしました。私は、こういう地方の六団体のトップクラスが、道なり国に行って要請をした。そしたら、国は了解した。この事が分かれば、我々はこれを外し、別なもので陳情要請をするところであったのですが、そのような事が全く我々知らされなかった。幌加内・沼田・秩父別・妹背牛・北竜の5町の町会議員は高い旅費をもらって何しに行ったのかという事なのです。

そういう事で、非常に私どもは不満を持っています。夜、本当にどうしたらいいのだという話まで出たのです。これについて、何か聞くとおところによりますと、国そのものが地方の六団体の人達を集めて、こういう事で了解しなさいという事を言われて、仕方なし了承されたのだという話を私は聞かされておりますけれども、こういった事も私は是非、いち早くそういった事が道や国で、そういった事があるのであれば即、地元に来て、説明というものが私は絶対必要だと思う。おそらく、議長も行っているだろうし、町長も行っていると思います。ですから、行かない私達は全く分からない。そして東京まで行って恥を掻いてきた。このような事が、今後無いように私はお願いしたいなと思っています。

それと、前もって話をしている元気のでる商店街作りについては、国や道の補助金がカットされてきたら、どうなりますか、行政だってそんなに金がある訳ではないのですから、商店街も本当に大変な気持ちでいると思いますけれども、これらについて町長にお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）最初に地方六団体というお話がありましたが、私は質問されている内容が十分理解できなくて困っているのですが、そういう私どもが中小企業の補助金を削減するのを賛成したというのは1回も聞いていませんし、そういう事実はありません。なんの項目で、いつどのようにしてやったのか事実を教えて頂ければ、私どもも町村会に確認をさせて頂きたいと思います。私どもは一切、そういう事はありませんし、私自身も、おそらく議長さんも同じだと思いますが、そういうような対応をしたことは一切無いと思っています。まず、その分だけお答え致しますが、ちょっと中川大臣の言われた事と、行かれた皆さん方の捉え方の違いがあるのかなと思っていますので、後程具体的なものが分かりましたらお知らせ頂ければ、私どもとしても、十分調査をさせて頂きたいと思っていますところであります。

商店街の関係につきましては、これは単に沼田だけではなくて、北空知管内勿論そうでもありますけれども、非常に今憂慮する状態にある。これはやはり、国の施策の中で商店街の規制緩和が全国一律にやられたという事が、一番大きな問題なのだろうと思います。この事に対しても私共は、一律に地域を規制緩和でやるべきではないと反対を訴えている訳でありますけれども、そういう事が大きな原因になりまして、沼田町は勿論そうですけれども、深川市内の商店街に行っても空洞化は出来ている。私共はその空洞化を防ぐ為に、融雪溝の布設されている所に住宅を建てた場合には特別の加算をして、住宅の支援をしますという位やっているのですけれども、一向にそれが理解されないで、むしろ中心街を離れた所に住宅の建設がどんどん進んでいっている。

これは、東京都でもそんな現象が一時あったと聞いていますが、同じような現象が小さな所にもあると思っていますところでありまして、それらをどうやって再生させるか、

この事はこの後、合併に絡んだ地域再生プランの説明会を住民の皆さんにさせて頂きま
すけども、議会には来年の1月11日に全員協議会でさせて頂きますが、その中で、私
共は現在の駅前再開発と絡めて、今の商店街のそれぞれの立地条件或いは、建設されて
いる位置、それから将来に渡ってどういう状況で、その商店街が形成されていけば良い
のか、そういう事を私共としても検討させて頂いておりますし、まもなく商工会に対し
まして正式の文書で、駅前再開発とTMOに絡む地域の商工会の在り方を検討して回答
して下さいという事をお願いする予定であります。

従来は口頭で、或いは議会の中でもそういうお話をさせて頂きましたけども、中々現
实的には商工会の方から具体的な検討結果というのが得られないものですから、今回は
私共としても文書できちっとお願いをして、回答を得た中で、私共としてのTMOとの
関連の中で、駅前開発をどう進めるか、或いは商店街の再編成をどう進めるか、そうい
うものを進めていきたいと思っているところでありますが、いずれにしましても、現在
の私共のプランとしてはおそらく予想としては、今の本通り商店街の3丁目というのは
中々現状の中で維持することは難しいだろう。高齢の商店の経営者がかなりの数を数え
ておりますから。それでは中心になる商店街は何処なのかというと、今の状況からいく
と、やはり駅前を中心とした真直ぐの道路から成り立つのが一番かなと思っています。

これは私の方の考え方で、商工会としてはどう考えるか、先ほど申し上げましたプラン
でありますけども、それを厚生病院の下に繋げまして、南町の公営住宅、これは将来
解体しなければなりませんので、全て解体するという条件ではありませんけども、全体、
幼稚園の民営化も含めて検討しておりますので、そういう地域全体をシルバータウンと
いう名称で進めておりますが、有料の賃貸住宅を兼ねたようなものを建設をしたい。こ
れは何故かと言いますと、今市街の方に住んでいらっしゃる方、それぞれの住宅を持っ
て住んでいらっしゃるのですが、高齢になりますと除雪の問題ですとか色々ありまして、
自分では賄いきれない、そうすると当然、息子さん娘さんのいる都市に向かって転出を
してしまう。それを防ぐ為に、既存の持っている住宅を、住宅の供給を待っている方に、
賃貸で貸して頂いて、その貸したお金で私共が計画しているシルバータウンに入居して
頂く。その中で、今構想の段階でまだ具体的になってはいませんが、幼稚園の跡を
利用して、例えば集合的な商店、ミニコンビニのような商店を形成して、お年寄りがそ
こで気楽に集会をしたり、物を買ったりという事ができるシステム。或いは、現在の開
放されたりしております、水が流れている町道がありますけれども、あの地帯を融雪槽
として利用して、入居されるお年寄りの皆さんが、融雪作業で困難をきたさないような、
そのような全体のプランを今、計画をして17年に向けて策定をする準備を進めている
ところでありますが、そうした中で、先ほど申したように駅前からの再開発を絡めた中
で、商店街がどうあるべきか、この辺を商工会と十分協議をさせて頂きたい。

その他の事業につきましては、現在のふるさとクーポン券をはじめ、町として可能な

事業はそれぞれやっておりますので、それをどうやって活かすかというのも、これまた商店街の知恵だろうと思います。その辺はまた、十分連携を取りながらやっていきたいと思っています。いずれにしましても、先ほど申し上げましたように、商店の空洞化というのは現状の制度からいくと避けて通れない、それから高齢化の中で、これも避けて通れない状況。そういう中ですので、その辺を十分考慮しながら、商店街の再編成を進めていきたい。

それと、一番肝心な事は、お米のことも同じ事でありますけれども、地元の商店を町民の皆さんが利用する姿勢。この事が一番大事であろう。商店の皆さん方も、例えばですが入院の御返しだとか、誰かそういうものを使う時に、やはり地元の商店よりも、商店自身が例えば「丸井」だとか、「西武」だとかから御返し物を買って、御礼に出しているという現状などをよく見ますけども、そういう所から一つ一つやっていかないと、この小さな町というのは成り立たないであろうと思うのです。

それから御米も同じように、後程質問に答えますけれども、そういう地元の地産地消と同じような考え方で商店に対して、或いは農産物に対してもそういう姿勢で取り組んで頂くことが、まず地域を活性化させる第1の条件かなと思っておりますので、そういう物に対する今後の進め方については商工会とも十分相談をさせて頂きながら進めさせて頂きたいと思っています。

○議長（吉田好宏議長） 11番。

○11番（野 道夫議員） 一再ー 町長分かりました、やはり中々町づくりという事は大変難しいだろうと、年々人口が減ってくる、その上で何をしていくか、商店街の人達も模索の状態で考えておられると思うけども、やはり商工会そのものも、もう少し真剣に物を考えて頂きたいなという感じもします。最近私共、本当に沼田の町、商店街というのは沼田町のメインですから、そんな事が歯抜けの状態になったのでは、観光といっても中々人も来てくれないということで、出来るだけ早く、駅前開発が良いのか、そして商店街が歯抜けの状態でポツポツあるものを集中大型店舗にして、高齢の皆さんが出たらシャツからパンツの果てまで、すぐそこで買える。食べ物もすぐ買えるというような、ひとつの店舗の中で物が買えるような状態にすると、もっと沼田町の年配の方とかが行って物を買って頂けるのではないかという感じもしております。そんな事等も町長の方で、色々駅前開発からそういった内容について十分検討されているだろうと考えます。

私そこで、本当に沼田町というのは、自然を売り物にするのは結構ですが、人工であっても長期間の観光に耐えるものを作り、結果として宿泊客の増加に繋がるような施策というのものが必要かなと思います。明日萌も良いですが、もっと長時間の観光に耐えられるものを作る。そして多くの町外の人達が、沼田町に入ってくるような物の考え方というのは、私はこれから必要ではないかなという感じがします。農業も環境のひとつ

になるのだと考えますので、その点もひとつ今後十分町長、また地域開発課、また農業振興課とか建設課とも十分協議をして頂きたいと考えております。

それから今、町長の方から、商工業の振興について、こういった事は初耳ですよという話をお聞きしたのですが、できたらこれ、事務局の方でこれをちょっと町長の方に御渡しをして下さい。おそらく町長はその時に、欠席しているか、議長も欠席しているかと思います。私が言ったのは、地方六団体のトップクラスが集まってお決めに頂きました。ですから、貴方達は今こっちに来て、そんな話をしても手遅れですよ、それはまた次の機会にというようなことを言われたものですから、私はちょっと御話をしたので町長、中身の分からない事を言って申し訳無いと思うのだけれども、これは後でコピーをして御見せをしたいと思っております。

事務局ちょっとあれば、コピーして町長の方に渡しておいてくれ。ね。

そういう事で私、今の商店街の魅力的なものが、今町長言われたようなもの、そして更に新しいものの発想で、町の発展。そういうものがあれば、いま言ったことが施策かなという感じもしますけども、農業もとり入れる、そしてまた最近、妹背牛米、そしてまた雨竜米が昨日の新聞に出ていましたけども、俵を作って、それを道の駅で販売するとも言っておりましたし、何故妹背牛米があんなに小樽とか、札幌方面で米が売れるのかなと思い、私も関心して聞いていたのですが、それには売り込みというのか、農協から色々な形の売り込みが、ああいう結果になったのかなという感じもしてきます。ですから、そういうような農家のものでも色々な作物も受け入れして、なんとか観光、町づくりのために、なんとか良い物になれば良いなという感じがするので、これは町長また私の申し上げたことで、ひとつふたつくらいに対して何かお答えできるものがあれば、お答えして頂きたいと思っています。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）いずれにしても、今お話のありましたように農業も含めた地場産の物をどうやって多角的に販売するかという事も、ひとつの大きな問題ですし、それから継続的な観光、これは当然私共沼田町というのはやはり農業の他に、観光というものも大きな柱になっておりますので、そうした面での年中通しての観光企画の誘致。どういうふうにやればよいかも十分検討させて頂いて、私共としてもそういう施策を十分展開する用意があるだろうと思っておりますので、またよろしく願い申し上げたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。次に、同じく、職員等の旅費に関する条例について質問して下さい。

○11番（野 道夫議員）職員等の旅費に関する条例について。これは、条例中の一部、航空賃金の事で、私は質問申し上げたいと思います。航空賃金の中で、第16条になっていますけども、「航空賃の額は現に支払った旅客運賃による」という事になっておりま

す。これは16条の条例に謳っております。この条例について、私共中身的に分からなかったものですから、職員さんに聞きました所、これは各課に通達をしておりますけども、道外の旅費の飛行機賃は、千歳から羽田間は51,500円。旭川空港から羽田間は60,200円に決めておりますが、決められた額より高い場合は精算をします。但し、低額の場合は精算をしないとの通達であったという事を私、役場の職員さんから聞きしました。役場の職員さんが通達を各課にするという事は、トップの町長からそういう事で、通達をされているのだらうと私は考えております。

低額の場合は精算はしないという事ですので、私は条例に抵触するのではないかと思います。抵触という事は、法規等に触れるということでございますが、そういう事にはならないのかという感じでおります。

それと私がお聞きしたいのは、条例第16条の説明中に、航空賃の額は現に支払った旅客運賃によるという事なのですが、現に払ったということは、飛行場に行く、こちらからチケットを買っていった場合に、飛行機のキップは千歳から羽田まで51,500円かもしれないけれども、これは前もって買えば非常に安く買える場合がございます。パック、チケット制、年齢65歳以上になると非常に安くなるとか、特割り、超特割りなどもございます。パックあたりで行きますと、我々も旭川の飛行場あたりをお願いした場合に、非常に安く行けます。2泊3日で、4万7千円くらいで、東京行って帰って来られます。これは、千歳からでも5万くらいで往復、それよりもっと安いだろうと思います。ですけども、私共今、色々な厳しさ、3役の給料もカットしなければならない、職員の給料もカットしなければならない。高齢者が使う色々な施設の手数料、そういったものも上げていかなければならない。そういう時代、そしてまた今日の新聞で見ますと、中所得者の痛み、年収700万円については4万円を増税しますというような中で私は、現在北海道でも、開発、道庁、各市町村あたりでも、実際に旅費については宿泊とかは金額が決まっております。日当も決まっております。但し、飛行機賃はかなり大きいものですから、それらについては支払った額を精算払いという事で、おそらく北海道の市町村、大半がそのような形で精算をされているだろうと考えております。

今日、監査委員の方も、教育委員長さんもおられますけども、やはりそういう時代になってきたら、いち早く、条例は今まであったかもしれないけれども、それを早く改正をする。私はこの時に、役場の課長さんにお聞きしたら、内容についてはひとつ十分町長とも協議しながら、改正するものは改正していきたいと言ってくれるものかと思ったのですが、全くそういった事無く、高いものについては5万円以上は精算するよ、だけど5万円以下のものについては精算しません。と言ったら、その分だけ儲けになる訳ですよ。ですから、私簡単に申しますけども、2泊3日で、東京行きます。これは一番偉い人が行く場合どうなるかといいますと、日当が1日3,200円ですから3日分で9,600円になりますよね、それから食事代もつきます。これは2,300円。これは2回くらい払

って 4,600 円ですか、そして宿泊代というのは 13,000 円。2 泊しましたら 26,000 円です。これで、40,200 円でしょうか。そして、飛行機賃 51,500 円足しますと 91,700 円になります。これが 1 回 2 泊 3 日で東京に行った場合かかるお金です。

金を払うなという意味ではないのです。用事があって行くのですから、ですけども、この 16 条の条例の中には、航空賃の額は現に支払った旅客運賃によりますよ。3 万であつたら、あとの 21,500 円は精算をして町に戻さなければならない。そういう事になっている条例だと私は思います。

ですけども、条例というものと、これ中々難しいのですけども課長さんの言われるのは、例規集によって支払いをしておりますと言われました。例規集と言ったら、どういう内容か皆さん方お分かりですか、例規集。条例と違うでしょう。どうですか。例規集というのは、ならわしに基づく規則なのです。これは、私にいったら、そんなに難しい問題ではないと思いますけども、そういうような中身で、支出をしているものについては、私は今後改正する。そしてまた、条例に基づいて精算をしなければならない事なのですが、これについて私、町長にお伺いしたいのです。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）何点かありますが、その食事代というのは、旅費の中で出るものはありませんから、お間違えのないようにして下さい。

それから例規集って課長が言ったというのですが、例規集とは私もそれは分かりません。条例と規則、そういうものでやっておりますから、国であれば法律に基づいてやっているでしょうし、私共は条例に基づいて処理しておりますから、ですから今、議員さん言われるように第 16 条で謳っているから、条例に抵触するといえますか、これは全く触れません。違法行為はしておりませんので、ご理解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、11 番。

○11 番（野 道夫議員）町長、後に課長さんおりますけども、課長あの時、条例と言ったことが、例規集と言ったのですか。私聞いたのは、議員皆さんは例規集と聞いていると思いますけども、いや私は聞いていますし、おそらく課長もそんな話をされたのだと思いますし、私は課長を責める訳ではなく、課長はやはり上の人であれで、きちっとお話をされたのだらうと思います。

それと、町長今言われた、航空賃の額は現に支払ったもの、これについては 5 万なんぼ掛かった経費は、1 万でも 1 万 5 千円でも、5 万出して行っても、これについては問題ないという話を聞きましたけれども、これは普通私共の、物の考え方として、現に支払った旅客運賃ということになれば、これ私は所得につながると思うのです。旅費、宿泊費を払いました。だけど最終的に、91,700 円。これについては日当とか、宿泊代についてはわかります。ですけども、飛行機賃については、計算したら最終的に 25,000 円くらいで終わったとすると、後の 26,500 円というのは、私は個人の所得につなが

る感じがするのだけれど、法律的に私は分かりませんが、そこにプロの人達がおりますから、ちょっとプロの人に私の言った事が、本当に間違いか間違いでないか、ちょっとお聞きしたいのですが、議長ちょっと職員さんに聞いて頂けますか。

これは、町長さんは中々こういった事は、中々あれだと思ひ、それから例規集というのは、それもちょっとお話ちょっとして下さい。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）例規集は後から、総務課長から答弁させますけども、何か誤解されているのだと思いますが、条例でそういう実費、現に支払った旅費を運賃とするという事は、先ほど道内の殆どがそうやっていると言っていました、それは全く勘違いでしてですね、北海道庁からはじまって、全ての機関がうちと同じような規程になっているのです。

その、実費というのは何で証明するかというと、航空会社が決めた運賃なのです。その他の証拠というのは何も無いのです。例えば、パックの話をされましたけれども、パックの中の飛行機賃と宿泊料との区分幾らですかと言ったら、業者は出せられないのです。パックでいくらの物ですから。そういう曖昧な扱いを証明することが出来ない、私どもはこういう通達で、飛行機賃は何月から何月の間は、航空会社ではこういう料金ですよという事を各課に知らせて間違いないようにさせているのです。念を押しますけれども、北海道の中で、野議員が言われるように大半という事は全くありませんから、仮に今、私が自分で調べてきたのを説明しますと、北海道職員も同じですよ。沼田町と同じ条例です。道に派遣した職員からも聞いたのですが、北海道の場合は搭乗した飛行機の半券を持ってくると、飛行機に乗ったという証明をするだけなのです。半券には料金が入っていませんから、こっちには入ってますよね、小さい方には入ってませんから、ようするに鉄道で行ったのに飛行機賃を請求することを防いでいるのです。その辺を理解して下さい。

それと、私共と条文は全く同じです。道の場合は、第15条なのですけれども、航空賃の額は現に支払った旅客運賃による。同じです。それで、附則にはですね、任命権者が人事委員会と協議して定める額を支給します。そして、人事委員会で定めた支給規則の中に、その支払いを証明するに足る書類を持ってきたさい。それが、さっきの半券なのです。ですから北海道は、沼田町と同じやり方をしております。たまたま総務課長から、どういう説明があったか分かりませんが、管内では妹背牛が実費を支給しているという回答があったと言いますが、私の方で確認しましたら、おそらく実費というのは同じ考え方なのです。ようするに、航空賃で出されたもの、例えばですね敬老割引などをされたものに対して、貴方は65歳過ぎているから安い運賃で良いですよなんて、同じ旅行する人に言える訳が無いですよ。行政というものは、そういうものではない。

それと、例えば鉄道賃もありますよね。鉄道何々友の会というのに入りますと、物凄

く運賃が安くなる制度があります。そういうものまでチェックできるかという、あくまでも行政でやる場合については、きちっとした公に認められたものを最大の証拠として扱う訳です。ですから、鉄道賃の場合も私共は、Sキップ分については減額して実費しか出しません。それ以外は、例えば急行の走っている路線で、極端に言うと普通列車に乗る場合も考えられますよね、それでも旅費の精算の時には条例では支給しますとなっているので急行賃をつける訳です。ですから、そういうものを全て見直すとすれば、それをチェックするために職員を相当置いて、出たものを全部チェックできるかどうかという事です。それは出来ないという事で、予めそういう公が認めるような料金の設定がされているという事をまず、ご理解頂きたいと思います。

ですから、さっき言ったように宿代で例えば、品川プリンスに泊まって、飛行機賃とセットになった安いのはありますよ、ありますけどもそれでは、航空賃と宿代と別々の領収書を下さいと言っても旅行会社は出しません。あくまでもセットですから。その時に、航空賃をどうやって証明するか、その時には航空会社の運賃表を見るしか、仕方が無いだろうと思うのです。

ですから、さっき例を上げた妹背牛の町長にもちょっと話を聞きましたら、もう殆ど日程が忙しくて、予め特割りだかを使う事はない。逆に野議員さんが言われるような、特割りを使えと奨励して、もしも職員がその日に行けなくなってキャンセルをする時に、その弁償を誰がするのですか。キャンセル出来ませんからね。そういう色々なものを考えると、通常の手段でやるしかやむを得ないのではないか。

たまたま野議員さん、土地改良区の参事さんをやられて、事務方の最高責任者ですから、実は私改良区の旅費規程を見せてもらいました。同じです。航空賃は、旅客運賃の実費を支給する。ですけど、こういう文句になった時に事務方というのは何をやるかという事は、やはり正規の料金で決められたものを支給する。ただ、うちの場合はそれがバラバラになったら困るので、さっき道は人事委員会と言っていましたが、私共はそういう料金の通達を各課に出して統一をさせて頂いているという事になるだろうと思います。

ですから、例えば色々な団体の皆様方が道外に研修行くときに、貴方は65歳以上だからシルバーの割引適用になるからこの料金、貴方は誕生日が近いですから、誕生日に割引になるからこの料金、そういう事は不可能ですよ。現実には。ただ一部、道内で取り入れているのは、エア・デューについてはエア・デューの料金で支給するという所が今出てきています。ただ、便数が少ないので大変なのです。そうすると実際に乗った日航か全日空の料金を払わざるをえない。ですから私も、この決算委員会の意見書を見た時に、エア・デューに対する乗車なら、そういう事も可能なのかなという判断をしましたけども、今言ったような事情で、一つ一つの確認をそうやってやる事は、無論無理であり、特割りを使ってやること事態が、その後のリスクを背負って誰がそれを弁償するの

ですかという、後々の問題が出てくるという辺りも実態の例としまして、そういう風になっておりますのでご理解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）只今、野議員さんの方から質問のあった件でございますけれども、特別委員会で私が呼ばれて説明した時に、町の条例又は規則によって、支払っていますよという説明をした筈です。例規がどうのこうのという説明は、私はしていないと思っています。もしも、あれであれば、特別委員会の時の議事録を精査して頂ければ分かると思うのですけれども、その時に私が申し上げたのは、例規集の中の、沼田町の職員の旅費に関する条例また、この条例に基づく施行規則によって、沼田町の場合は内規を設けて定額を支給しているというふうに答えた筈なので、野さんどういうふうに勘違いされたか分かりませんが、そういう事でひとつご理解願いたいと考えます。

○議長（吉田好宏議長）11番。

○11番（野 道夫議員）一再々 課長のは、議事録に載っております。貴方が言った事は条例と言っておりません、例規集という事になっております。これは私、いや例規集ということを謳ってあったから私聞いているのです。

それと、町長から色々説明を受けましたけれども私、道庁と開発も聞きました。そして、出張した時の旅費精算が大変なのだという事を私は、支庁なり道あたりで聞きました。それで、5万なら5万、6万なら6万の金を出して、それっきり向こうに行って帰ってきて、復命を出したという形にはなっていないという事も聞きましたし、南部、南空知の方は全部チケット制で、町長や助役・議長が行く時には全部チケットでいつも渡しております。こういう状況の仕方をしております。

ですから私共、これくらい厳しくなってきたら職員さん方が、町長が行く、議長が行くという事になれば、いかに安いやつで、なるべく税金の無駄使いと言うと怒られるかもしれませんが、税金が本当に掛からないような、町の一般会計の中身からあまり支出しないような状態で買ってあげて上京してもらう事が、私はこれから大切だと思うし、この条例の16条について私、本当に分かりにくいと思うのだけれども、これ私が申し上げたら皆さん方は条例持っていないと思うから、これを言ったら「ああそうだな、現実に支払った金額を払わなければならないのだな」という気持ちになりませんか。考え方として。航空賃の額は、現に支払った旅客運賃によるという事なのです。

ですから私共、町長ばかりでないのだけれども、議長も行っています。それから議員の連中らも行っていますけれども、私共行く事によって、とんでもないお金、2泊3日といたら約10万のお金が必要となる。それらについては、今後やはり見直しをしていく必要があるのではないかという事と、私が考えていた事は、余分なものを持って行っても、飛行機賃は旅費・宿泊入れて大体4万円か5万円あったら、丸々飛行機賃が浮く

のではないかと、それをまあポケットに入れると言えは悪いのだけれども、それを自分のものにして、そのままにしておく精算もしない。そして私共、伝票というのは金を出したら必ず領収書が必要なのですよ。領収書なんて無いのですよ。それは付けなくても良いのだと思うのですよ、これは。だけど、私は支出した場合には必ず領収書は必要だという感じがします。ですけども、伝票ではあまり見当たらなかった。まあ、ここに代表監事さんもおられますし、監事さんもおられますけども、行ってきたらいくらかかったけども、旅費は航空賃 51,500 円とちゃんと伝票には書いてありますから、それは分かるのですが、その出張旅費の中身はどうかという事くらい、中にちょっと書いておくと、我々監査しなさいよといった時に分かりやすい。あれでは全く分からないという事。

それと、もう一つはさっき私申し上げたのだけれども、余ったお金は、それは所得につながるか、つながらないかという事ですが、これあたりも出来たら財政課長もおりますけども、そういった場合には所得につながるか、つながった場合はどうなるのかという事も、きちっと私は説明をして頂きたい。

ただ、私は出すなとか出したとかの問題ではないのだけれど、厳しい自立で行く沼田町が、やはりそういった面からきちっとしていかなかったら一般町民は、どういうふうを考えているのかな、2泊3日で10万円の金を持って行ったという事になったら、ほうそんなに町って金が出るのかと、後におられる方は、ほう凄いなと思っていると思いますよ。3回も行ったら家が建つのではないかな。それは建たないと思うけども、そういう事で、私が申し上げた事ちょっと町長にはちょっと難しいのだけれども、できたら議長、財政課長でも良いのですけども、そういう所得、プロですから税金を取るのは財政ですから、そういったものに繋がるか繋がらないか、きちっとして下さい。私も、これはちょっと勉強をしまして、私も更に答えていきたいと思います。

○12番議員（橋場 守議員）議長、議事進行について。

○議長（吉田好宏議長）はい。12番。

○12番議員（橋場 守議員）今朝、15年度の決算審査の報告があったのです。この中で、野議員は一言も異議を挟まないで賛成したのです。今出ている問題は、決算審査の中でやった問題で、本当はもっとあそこでやるべきで、今ここで長くやられると、次の質問もありますので、そういう事ではないかと思うのですがどうでしょう。

○11番（野 道夫議員）あんたよりも短いよ、何を言っているんだよ。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）どうも考え方が違うと思うのです。旅費をもらったら、ちゃんと支出伝票に受領印の判を押していますし、何かさっきから言っている事が、私共としてはちょっと理解が出来ないのです。そういう野議員の言われるような事をもしやるとすれば、それはもう役場の経理の執行が全然収拾がつかなくなります。

何か頭から9万なんぼもらうとか、10万なんぼもらうと言いますけども、本当は安いキップばかり使っていると思っているから、そういう事になるのではないですか。僕らが実際に行く時には、さっき言いましたように日程が詰まっている中で、いつ変更しなければならないといったら、変更すると倍返しのように返さなければならないのです。こんなリスクなんて背負えないですから、いつでも変更できるキップを買っていくのです。そうすると料金なんて殆ど変わりません。その辺がどうも頭から、パックの料金があるじゃないか、何があるじゃないか、さっき言ったようにパックの料金というのは航空賃と宿代に分かれてはいませんよ。それをどうやって区分するのですか。色々なことをやっていかないと、例えば農協の方がいたら失礼ですけども、農協だって改良区だって、さっき改良区の例をあげましたけども、みんな同じやり方ですよ。道庁だって同じとさっき説明しました。

だからそういう全体のもののお考え方をしていかないと、確かに民間の場合だったらありますよ、パックでなんぼで行けるからその領収書持って来い、そしたら宿賃と飛行機賃両方実費で支給するという会社がありますから、だけどころ行政体だとか農協さんだとか改良区さんだとかというのは、そういう事ではなくて、きちっと日当はいくら、汽車賃はいくら、航空賃はいくらと決めて出している訳ですから、そういうシステムを根本的から変えるというのであれば、それは可能かもしれません。

ですからどうしても持論で、そういう事が必要だと言うのであれば、そういう制度を考えてみてはどうかというのであれば、私共も十分検討しますということになりますけども、最初から条例に抵触するということは、ようするに違反行為をしているという意味でしょう。ですから、そういう事は一切無いと、それしかないです。条例、規則、そういうものに従って処理している事ですから、そういうふうに理解を頂きたいと思えます。

それからさっき言われた、所得というのは、これはあくまでも旅費でもらっているのですから、本人が申告する必要も何もないです。旅費ですから。そのへんをきちっと捉えて頂きたいです。

むしろ私は、もし内容が分からないで傍聴席にいる皆さん方が、そういう質問を聞きましたら逆に誤解を招くのではないかなと思います。町はでたらめな事を行っているのかと。そういう事は一切ありません。きちっとそういう条例規則で決められた事を執行しているのが私共の仕事だと思います。

○11番(野 道夫議員)3回やりましたから、終わりですけども、ちょっと財政課長。

○議長(吉田好宏議長)それは、橋場議員からのお話のように、そういう事でもございますので、次8番。絵内議員。減農薬、栽培について質問して下さい。

○8番(絵内勝己議員)8番、絵内です。減農薬栽培についてと題して、質問させて頂きたいと思えます。ご案内のとおり、私達沼田町は、基幹産業は農業ということで、そ

れぞれ消費者の皆さん方にとって、買ってくれる米、売れる米づくりをしなくてはならない訳でありますけども、そういった中、平成17年度から減農薬栽培への取り組みに向けて、米作り検討委員会において、11成分の防除体系に取り組んでおります。その中で、催芽方法についてですが、従来もそうであったのですが、褐条病を防止するため循環式催芽器、俗に言うシャワー式ですけども、そういった物を利用すると褐条病が出るという事なので、シャワー式を利用せず、蒸気式催芽器を利用することになっております。そういった意味において、これは今蒸気式を利用されている方もいくらかいらっしゃるんですけども、80%以上がおそらく、明年に向けて購入しなければいけないのが現状かと思いますが、そういった事を含めて行政としての、幾らかそういった人達への支援をしてはどうかと思いますが、町長の見解をお伺い致したいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）私も実は実態がよく分からなくて、農業振興課長にちょっと資料を頂いたのでありますが、今年各農事の代表で構成する米作り検討委員会というのがスタートしているそうですね。その中で、今おっしゃられた様々な減農薬に対する取り組みをするという事で、自発的にそういう組織を立ち上げたというお話であります。

その時に、従来の事を反省してかどうか分かりませんが、当初から町・農協に支援を求めることはしないという方針で、経費は農業者自ら支弁するという方向で検討委員会が動いているようですね。その中に、従来ですと色々な検討の段階で、役場の農業振興課も要請で入っていたんですけども、そういう必要が無いという事で、現在は入っていないという状況で、どうしてそうなったのかなという課長からの答えでしたので、その辺がまだ、確認する暇がありませんけども、課長の方でもっと詳しい事が分かっているならば、課長の方から答弁させますけども、現在はそういう状況の中で、私共としては農協からもそういう要請というか、お話もありませんので自発的にそういう努力をして頂くのが、本当に素晴らしいあれになったのかなと感じている所でもありますので、ご理解頂きたいと思います。

不足の点がありましたら、農業振興課長の方から答弁させます。

○議長（吉田好宏議長）8番。

○8番（絵内勝己議員）一再ー 確かに私も少し勉強不足の点もあったと思いますが、確かにこれは米づくり検討委員会というのは、この秋を迎える前、夏の時期くらいに出来たのかなという感じがしますけども、このようにしてそれぞれ、担当の方といたしますか、農家の方なのですが、正直申し上げまして今年の作柄がこのような状況なだけに、明年における機械等を購入するにあたり、やはり非常に厳しい状況下になってきたのかなという感じがする訳です。

ただやはり、作った時はそのようにして前向きに取り組んで行こうよという、農家の皆さん方の積極的な姿勢があったと思うのですけども、現実はこの秋を見た時に、米の

価格自体が1万円前後という厳しい状況の中、また、仮払い金等がそういう状況であります。私達、農業をやっていく者にとって、営農計画は1万3千円を目標とした営農計画書を書いている訳でありますけども、1万円では正直申し上げまして、計画に対して収入の進捗率が70%前後で、到底精算できる状況でないだけに、こういった私達沼田町の、新しい米づくりに対して前向きな機関といいますか、組織な訳ですけども、作った当時と状態が変わったというのは確かに主旨的に合わない部分があると思いますけども、何とかそんな意味も含めてお願い出来ないだろうかという事であります。

それで今、町長の方からもお話ありましたが、もしお許し頂けるのなら、農業振興課長の方から、その辺のお話を頂ければと思います。

○議長（吉田好宏議長）農業振興課長。

○農業振興課長（矢野 潔課長）只今の減農薬の取り組みですけども、町長が申したとおりですが、米づくり検討委員会が発足されまして、減農薬の取り組み、これもひとつの大きな課題でなかろうかと思っておりますけども、これについては、慣行の通常の農薬については22成分、これを半減した11成分の農薬を採用して使用していこう。こういう中心的な取り組みが、私の方に知らされている訳でありますけども、その他、今ここにあります、発芽の色々な手法がありますけども、こういった発芽に対する色々な工夫といいますか、更には従前の有人での航空防除、こういったものを見直していこうという中で、数回に渡るこの米作り検討委員会の中で話し合いがなされていると承知しております。

特に、この町に対する支援の関係でありますけども、農協の営農担当、この方からも、ある程度相談をさせて頂いておりますけども、特に今の段階では農業者自ら、そういう工夫をしながら掛かる費用については、自己負担というお話がございまして現在の所、そのように理解をしております。

○議長（吉田好宏議長）8番、よろしいですか。

○8番（絵内勝己議員）一再一 今、課長の方からそれぞれお話を頂いた訳でありますけども、検討委員会の方でもそれぞれ努力はされている訳であります、農業情勢が悪化してきただけに、その辺の状況も変わってきているということで、いずれまた、そんな事での相談の時には前向きに取り組んで頂きたいと考えております。次に移ってよろしいですか。

○議長（吉田好宏議長）投書箱の設置について、どうぞ。

○8番（絵内勝己議員）次に、投書箱の設置についてとして質問させて頂きたいと思っております。本町は、御案内のとおり自立で行くということで進んでおりますが、町行政も色々と経費の節減等を図りながら進んでいかなくてはいけない訳でありますけれども、一方町民の皆さんにも色々と協力して頂く事になると思っております。それに対しまして、町民の皆さん方の声を聞く事が大事になると思う訳ですが、そこで投書箱を置いて町民

の皆さん方の声なき声を聞く必要があると思いますが、町長のご見解をお伺い致したいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）後程、津川議員からも似たような質問がありますのであれですが、私共行政としましては、前々からお話申し上げましたように、これからは共業といいますか、共働といいますか、住民の皆さんと一緒に仕事をやっていかなければ行政だけでは難しいというのは、従来から申し上げているとおりであります。

その中で、住民の皆さんの協力を得るために、或いは意見を集約するために、どういう方法が良いのか、これは大きな課題だと思いますので、投書箱がよいのか、現在ですでに皆さん方に周知しておりますように、総務課が担当しております住民からのご意見ですとか、色々な苦情を処理する窓口がありますが、それだけでは中々難しい、そうすると情報化社会ですから、インターネット等の活用等もまた出てくるとは思いますけれども、総合的にそういう意見をどのように集約したら良いか、ちょっと自治振興協議会などともよく相談させて頂いて、一定の方向をまた議会にも相談をさせて頂きたいと思っています。それまでちょっとお待ち頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）8番。

○8番（絵内勝己議員）一再— それぞれ町民の皆さん方の声を聞くのには、只今町長の方から答弁がありましたように、インターネットですとか相談の窓口等がありますけれども、インターネットにつきましては全町民90%以上がインターネットを利用できる訳ではありませんし、相談の窓口があると言いましても顔を見て話せるお願いと、そうではなくて言いづらい部分も町民の皆さんにしてみれば多々あると思います。

やはりその、言いづらい面を吸収するのにはやはり投書箱というか、名前を書いてでは意味ありませんが、それぞれ町民の皆さん方の声なき声を町に反映して頂くべくお願いしなくてはならない部分が、私はこういった部分で吸収できると思うのです。町長は前向きにとおっしゃいますが是非、投書箱というのはインターネット等を持っていない人もできます。例えば作るとするならば、誰が入れたか分かるのではうまくありませんので、福祉センターの「ふれあい」の職員さんの見えない所にでも作って頂くならば助かるのかなと思います。

そういった意味で、町民の末端の声を沼田町の行政としては是非、取り組んでいただきたいと思いますが、町長如何でしょう。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）今申し上げましたように、自治振興協議会の事務局も総務課が担当しておりますので、今のご意見をきちっと受けとめて、どういう方法が一番住民の皆さんに意見が届きやすいのか検討させて頂きまして、議会の各委員会にまた総務課の方から相談させて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。次に１０番、中村議員。町民の生命・財産を守る危機管理体制について質問して下さい。

○１０番（中村保夫議員）１０番、中村保夫でございます。実は、町長への質問の時間ではありますが、内容が重複しますので、一部教育長にも答弁をお願いしたい向きがあり、この場でやらせて頂きたい事の許可をお願いします。

○議長（吉田好宏議長）はい、それについては承知しておりますのでよろしいです。

○１０番（中村保夫議員）それでは質問に入らせて頂きます。何年かおきに沼田も水害ですとか、地震ですとかが起きました。今年の９月８日に起きた、あんなにひどい風が吹く台風も経験しましたし、つい一昨日にはびっくりするような揺れがありまして、何だ何が起きたのだというような、自然というのは本当に忘れた頃にひどいしっぺ返しをするのだなという事を感じている次第であります。

そこで、町という行政組織上、やはり住民の生命・財産これを守るのが何を置いてもまず、やらなければならない事だろうと私も思っておりまして、その中でここに書いてありますけども４点、沼田で災害が起こるとすれば、どのような事が想像されるか。或いは、それらについてのハザードマップというようなものが存在するのか。少なくとも私は見た事がないので、それが無くても良いものなのかどうか、その点についてお伺いを致したい。

その次に、何か災害が起こったとき初動体制を組まなければならない。それは町長が、対策本部長になるなどして命令一下動く事になると思うのですけども、実働部隊としては総務課が主導的に動く事になるのだろう、その下に消防が傘下に入るのかなと想像しているのですが、そういった防災のマニュアルというものがあれば説明をして頂きたいと思います。

それからまた、中越地震などの報道を聞いて、やはり非常物資と申しますか、非常食料と申しますか、それは毛布であったり或いは飲料水であったり、或いは食料であったり、そういった物が本当に大事だと感じておりまして、沼田町としてそういった物を備えているのか、それは一体何処にあるのか、私も不勉強で分かっておりませんので、こうやって傍聴の方も来ておられまして是非、こういうものについては実はここに置いてあるのだよと、困った時にはここから出すのだよという事をここで教えて頂きたいと思います。

それから、次に教育長にお伺いを致したいと思います。中越地震などを見ておりまして、やはり学校自体が避難所に使えないというような所も随分散見されております。果たして、沼田の中学校、或いは小学校というものが、どれくらいの地震に、一昨日の小平の地震では鬼鹿地区で震度６だったそうです。そういったものに果たして耐えられるのか、もしかして就学中に地震が起きた場合、子どもの何人かは犠牲にならざるを得ないような建物ではないのかなと、いらぬ心配をしてしまう訳なのです。その辺につい

ての耐震能力についてお伺いしたいのと、それからまた、僕らも小学校、中学校の頃に、十勝沖地震があってその１年後か２年後くらいまでは、確か地震の避難訓練をやったのですが、それ以降やった記憶がない。今の子供達は果たして避難訓練などはやっているのかどうか、その現場の実態を教えてくださいというふうに思います。まずこの６点について、それぞれに答弁を頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）それでは上から順に、私の方から先にお答えさせていただきますが、どのような災害、これは極最近の災害でありますけども６１年の直下型の地震。これもありましたし、６３の風水害の災害もありました。それから、今年の９月８日の台風。おおよそ、私共が体験した災害というのはこの三つだろうと思うのですが、かといってこれ以上無いのかと言う事は、これまた先ほど議員のおっしゃるように自然が相手ですからそれは分かりません。まあ極端に言うと、沼田ダムがありますし、幌新ダムもこの６３の時には、崩壊するというような事で避難をした経験もありますから、そうした意味では想定されるものは何かといいますと、非常に難しいものがあると思います。それから最近では、高規格道路が沼田まで入ってしまして来年には北竜まで行くという事ですから、これらの巻き込まれた災害、大きな交通事故というのも相当考えられるであろう。そんなようなことがありますけども、おおよそ私共が現在想像できるのは、その程度なのかなと思っていますところであります。

それから、ハザードマップの件。これはおっしゃるとおり、私共の手元には一切今の所ありません。事務方で調べますと、そのハザードマップを作るのに８００万円くらいの費用がいるのだそうです。この近隣の町村、それが無いから沼田町も良いという事にはなりません、今の状況では近隣の市町村にもハザードマップというのは用意をされていないというのが実態であります。何らかの形で、ちょっと悪知恵を働かして、さっき考えていたのですが、沼田ダムだとか幌新ダム、これは国が直轄でやった事業でありますから、それらのダムが決壊をした時にどういう状況で災害を防いだら良いのかという投げかけをしまして、そこでちょっとお願いをしてみようかなと、そんな事を今ちょっと考えていた訳であります、具体的に要請活動もしながらお願いしてみたいと思っています。

それから３番目の、指揮命令系統ですね。これについては、私共の町に防災計画がありまして、比較的私共が見て感じた中では、今回の１８号の折にも役場の組織をすぐ動かす事が出来ましたし、関係機関との連絡調整もきちんと取れたという事で、これら防災計画の中で位置付けされている事が生きてきているのかなと思っています。ただ、担当者が変わりますので、例えば事業所が無くなった所があったり、役場の組織が変わったりしている等の整理がまだなっていないので、それらを十分させて頂きたいと思いますが、初期の行動は、現在の所はまあまあの状況でいっていると思っています。

それから4番目の、非常用食料ですけども、災害に伴う非常用食料というのは全くありません。ただ、防災計画の中で、どういうふうにして調達をするという事だけは決めています。ですから、その分については可能であります。和風園の雪冷房をする時に、そういう考え方もあったのですが、あの雪冷房を使って非常食の保管を何とかしていきたい。非常食というのは、常に何百食と大量に抱え込まなければならないのだろうと思いますけども、そこまでいけるか分かりませんが、あの雪冷房の貯蔵施設を使って、ある程度の非常体制をとるような考え方も検討させて頂きたいと思います。申し上げましたように、現在の時点ではそういう体制は今の所ありません。どういう体制で、何処に協力をしてもらって物資を調達するという決めだけは作ってあります。その事をご理解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（松田 剛教育長）どの程度揺れに耐えられるかという事で、建設課とか色々相談しました。正直言って分からないのです。ただ、先ほど町長が言いましたように、昭和61年の11月13日に大きな地震がありましたね、あの時点では小学校、中学校の校舎は一応耐えたという事で、色々勉強したのですが問題は震度より、震度の長さといえますか、発振の長さによって凄く被害が違うとなっています。ですから、直下型で5、6くらい来ても昭和61年くらいの震度4ないし5ぐらいでも耐えられた。但し、発振が長いと10分も20分も揺れるような状態ですと、4でも危ないのかなという感じがします。

また、耐震の調査をするのにも相当な金額がかかる。耐震の調査をすると、おのずと昭和57年以前の建物というのは全て、現在の耐震の行き届かない建物ということなので、全て新築しなければならないという関係もありますし、正直言って大変だなという感じはしています。

それと、避難訓練はどの程度の頻度で行っているかという事では、小学校も中学校も、地震の避難訓練ではなく、災害等の避難訓練で小学校も中学校も年2回行っているそうです。特に、小学校の場合には避難訓練とあわせまして、最近是不審者の訓練もやっているそうです。それから中学校の場合は、消防職員による現地指導も行っているという事で、以上そのような形で現在行っている状態です。

○議長（吉田好宏議長）10番。

○10番（中村保夫議員）一再— いつ来るか分からない地震だとか、水害に対していたずらに住民の不安をあおるような事は、かえって逆効果だと思いますから、実際のところあまり騒ぎ立てない方が良いのかなというのも、私の実感であります。

しかしながら、一昨日の地震が発生して、僕はすぐテレビのNHKを見ました。刻々と地震情報が流れてきたのですが、秩父別も北竜も揺れているのだけれども、沼田町だけが揺れてないようだ。さっきのあれは何だったのだろう。鬼鹿と幌新などは距離的に

非常に近い所にありまして、これは想像ですが僕は相当に揺れただろうと思うのです。ただ、何処のチャンネルひねっても沼田町の震度が出てこない。こういうものが、役場としてちゃんと情報の収集が出来て初めて住民の安全というのが守られるのだらうと思っているのです。まあ、揺れたから分かるじゃないかと言われればそれまでですが、でもそういったもので、最悪の場合震度6というような事になりますと、即、自衛隊の出動要請などに町が動かなければならない。揺れたけども震度いくらか分からないという、あやふやな事ではきっと困ると思うのです。その部分についてどうしてこんな事になっているのか、教えて頂きたいし、聞くところによると砂川・沼田間の断層が動き始めている、いつ動くか分からない。今回のそれがそれなのかもしれないという情報もあったりして、やはり沼田町が過去安全だから将来も安全だというような、高をくくったことではなくて、いつ起こるか分からないものに対して万全とはいかなくても、ある程度の準備はしていくべきだと思っております。

何故、沼田町に情報が正確に伝わらなかったかという点について町長に質問致します。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）情報が的確に伝わらなかったという事ではありますが、実は結論的に言いますと助役室の前に地震計があるのですが、防災研究所という所が設置して、気象庁のものでは無いのだそうです。それでテレビには出ないのです。出ないのが北空知では、深川と沼田だけがないという事です。それと、あいにく重なるもので、この防災研究所の地震計が故障しているのです。あの地震の表示が全く出ないものですからどうしたのかと聞くと故障している、今直しているそうなのです。そういう状況でありました。それで、この沼田と深川の2つが入っていない事については、深川市も私共もそれぞれ要望しておりまして、これは近いうちに解消されるようであります。全体が網羅されるようになるようですから、もう間もなくだと思いますけども、一番は最近分かった沼田町の北竜から月形方面に向けての活断層です。これが最近分かった事でありまして、それをどのように対応するか具体的な指示とかプランは出てきていませんので、その辺も道庁を通じて、どういう状況になっているのか確認しながら、お知らせをしたいと思っています。

去年もこの質問、どなたかあったかもしれませんが、そういう状況にありますので情報伝達がきちんと行くようにもう少し点検をさせて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）これについてよろしいですか。

○10番（中村保夫議員）先ほども言いましたように、いたずらに町民の不安をあおる必要はないので、あまり騒ぎ立てることもないと思いますが、それでも心の奥底に或いは、担当になった人達は、やはり最悪の場合どうするか最悪の場合のマニュアルだけは常に頭に置きながら、いかに町民の命と財産を守るかについてこれからも研究して頂きたいとお願いして、この件についての質問を終わらせて頂きます。

○議長（吉田好宏議長）同じく中村議員。農業振興問題について質問して下さい。

○10番（中村保夫議員）議長。それでは引き続きましてもう1件、質問をさせていただきます。表題にあるとおりであります、町産米の食率ということで質問をさせていただきたいと思います。よく、新聞報道等で流れる情報として北海道産米食率というのがあります。あれは、北海道で取れた米がどれくらい北海道で食べられているか、それは過去25、6年ほど前には道内食率というのは30%を割るか割らないか位でした。それを、米チェンキャンペーンですとか、色々なキャンペーンの中で、北海道食率をホクレンと或いは道の力で協力をして、上げてきたという経緯があるようで、現在59%というような数字があるようでございます。

一方沼田町というのは、米の大生産地でありまして、町民の殆どの方が地縁、血縁色々な形で農家と知り合いがいたり、親戚がいたりという事で、黙っていても最初から70%や80%の町内産米の町内食率はあるのだろうという事で、取りたてて食率を上げようという運動をこれまでして来なかったと思うのです。でも、かつて沼田もBランク地帯だとか、まずい米の代名詞に実は使われていた時代もあるくらい、沼田町の米というのはちょっと悪かった時期もありまして、その時は徳用常米の方がうまいのではないかという話も出ていた時もあります。

しかしながら、最近に至りまして本当に沼田の米の食味が上がっておりまして、皆さんもご存知のように北海道米のガイドラインの中で7ランク、そして8位。昨日発表の新聞で、何位になったかよく分かりませんが、同じように7ランクの、本当に北海道で指折りの、うまく行けば5本の指に入るか、下手をしても10本の指には入るというような米を産出しております。そういう米がありながら、100%にならないのかなと思うものですから、今回の質問をさせていただきたいと思います。

現状僕は、はっきり言って分かっていないです。ほたる館ですとか或いは和風園ですとか、或いは旭寿園ですとか、それから厚生病院ですとか、そういった所が僕の想像ではあるのですが、どうしてもコストを考えざるを得ない所でありますので、道産米は使っているのだろうけども、どうしても町外産、或いは古米というようなものを使っているのではないだろうかな、これは想像です。

それと又一方で、そんな私は北海道米なんか食べませんよと言って、コシヒカリ崇拝者、秋田小町崇拝者がきっと町内にもおられるのです。そういった人達にも僕は是非、沼田のおいしい米を食べて頂きたいという思いをしております、2点について質問をさせていただきたいと思っております。

現状の町内産米食率、おそらく農家は100%町内産を食べておられると思いますし、ここに商店街の食堂の店主もおられますけども、やはり沼田の米を使っておられると思うのです。そういった方も当然おられるでしょうけども、全体としての沼田産米食率というのはどれくらいなのか、そして又、もしも現況役場傘下、厚生病院も含めてですが、

そういった食事を出すような所が町内産を使っていないとして、これを町内米に全部切り替えたという事にした場合に、どれくらいのコストアップになるのか、或いは逆にコストダウンになるのか、その辺をちょっと教えて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）詳しく答弁が足りない部分がありましたら、また農業振興課長からお聞きして頂きたいと思いますが、現在の町内産米の食率は75%というふうに資料で頂いています。道内産米が24%、道外産米が1%という数字を頂いております。まあ久保議員会長さんもいらっしゃいますので、その数字が合っているかどうかはあれですけど、一応そんな資料を頂いております。

それから、和風園・旭寿園・ほたる館これらについては、町内の小売店からそれぞれ、最初旭寿園が違うという話でしたが確認しますと、地元産を使っているということでございますので、和風園が年間7,200kg、旭寿園が4,200kg、ほたる館が8,640kg、それから厚生病院はどれだけの量を利用しているか分かりませんが、地元産を利用して頂いているという事ですから、殆どの人を抱えている所については、地元の米を利用して頂いているというのが現状だと聞きました。

ただ、最初旭寿園が違うという事でしたので、この75%というのは若干数字が変わるかもしれませんが、その辺についてはまた農業振興課長の方から説明をさせたいと思いますので宜しくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）10番。

○10番（中村保夫議員）中村でございます。今、聞いておまして町内産を使っているよという事でありますので、私もほっと致しました。これからも、雪中米という形でお年寄りにも、それから病院におられる方にも、或いはたまさか観光で沼田に来られた方にも、沼田に来たら飯は美味いぞと言われるような米を提供して頂きたいと思いました。

私、何年か前まで農協役員をやっている時に、「沼田町へ来たら、飯がまずくてな」というのを何回か聞いた事がありまして、それが何年間かの内に改善されているとすれば、非常に心強いと思っております。地産地消という運動も全道的、全国的に起こっております。沼田町の米を食率100%にまで持って行って、僕は全く不思議ではないだろうし、それは実際に米の流通を扱っておられる方、この中にもおられますけども、それらの人達にお願いをしながら、かといって彼らに内地米を置くなと、そんな事は言いませんチャンス・ロスになるような事までは私言いませんけども、町内産米が食率ほとんど100%なんだよと、胸を張って生産者に言えるような運動を町全体として盛り上げて行って頂きたいなと思います。

そういう事をする事によって、やはり消費者と農業者の一体感、そういったものが出てくる、この前町民会館で行われました町民集会に致しましても、あれを町単位で行っ

たのが北海道で唯一、おそらく全国でも沼田町だけだろうと言うぐらいの、町民と農民の一体感が更に更に膨らむと思っておりますので、この運動を100%に近づける運動を農協と相談をしながらやって頂くことをお願いして私の質問を終わります。

○議長（吉田好宏議長）それではここで、暫時休憩を致します。

14時59分 休憩

15時15分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会致します。3番室田委員長、沼田町西の山再開発について質問して下さい。

○3番（室田俊朗議員）3番 室田でございます。沼田町の西の山の再開発ということで、西の山と言いますと言葉のとおり沼田の西の方にある山でございます。一般的にはゴルフ場、牧場ですね。そして、萌の丘、向こうの方まで行けば、恵比島の牧場まである広大な面積な訳でございますけど、今回特にその中でも2点について質問させていただきたいと思います。

ゴルフ場の関係につきましては、元々は山林であった訳でございます。その後、ゴルフ場になりまして、畑を買い上げてゴルフ場になっております。まだ2期工事の分も実は残っております。また、牧場の関係も昭和50年に3億数千万円かけまして、それぞれ牧場になっておる訳でございます。

そういった中で、ゴルフ場の関係も町長さんの方から全員協議会の中で、現状の話を聞かせていただいております。これも沼田町の誘致企業でございます。現状、9名程の町内従事者がおる訳でございます。是非とも良い方向に進んでいただきたいという気はしているのですけれども、ここ数年、固定資産税の減免の関係、また、聞きますと新たな投資要請が来ているということで、非常に我々も心配しているところでございます。

また、牧場の関係につきましても、かつては一部事務組合ですけれども、沼田町の手出しが2,000万円程あった訳でございますけど、今日的にBSEの関係等、非常に好転をしているということで、1,200万から1,400万円の町の手出しをしている訳でございますけど、何月でしたか、肉牛組合も解散を致しまして、沼田に肉牛を飼っている農家がないという現状でございます。

こういった2つの施設の将来性を考えますと非常に心配、危惧される面がある訳でございますけど、当面は、これは一部事務組合と個人の給与なのでこちらであまり勝手なことは言う訳にはいきませんが、将来の中でこれらの土地の有効利用を今からしっかり考えておかないと、その時になってから手を打つようでは、少し遅いのではないかという気がしておりますので、この扱いについて、町長さんどのように考えておられるか、

お願いいたします。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ゴルフ場につきましては、ご承知のとおり、非常に厳しい経営環境にあって大変な状況だということは、前々から議員協議会でも説明しているとおりであります。くわしくは、今、様々な交渉等もやられているようですから、この議会で説明することを省略させていただきたいと思いますが、いずれにしましても、これは他の人の土地ですから、その推移を見ながら、私どもの得る情報を議会の中でよくご説明申し上げて、これからどういう方向でいったらいいのか協議させていただきたい。願いとしては、将来とも沼田にゴルフ場として残っていただく、このことが一番の願いでありますから、そういう方向でどこまで経営者も努力していただけるのか、私どもとしてもどこまで支援できるのか、その辺を今後、議会ともよく相談をさせていただきたいというふうに思います。

2点目の五ヶ山牧場の関係でありますけれども、最近の状況からいきますと肉牛自体がそう悪くないのです。ですから、これも私どもの願いとしては、やはり、せっかく立派な牧場もある訳ですから、農家のみなさん方が一軒でも多く牛を飼っていただければ、非常に良い結果につながるのかなというふうに思いますが、なかなか、今の若い人たちには理解していただけないというようなお話を聞かされますので、難しいのかなと思っております。しかしながら、私ども、職員を抱え込んでの牧場経営でありますから、一定の将来見通しをたてながらということで、それぞれ何回かにわたって検討をさせていただいております。状況としては、今申し上げましたように、そんなに悪くはないだろうというふうに思っています。ただ、飼育している頭数が半端なのですね。もうちょっと多ければ完全に黒字に転換できるのですけれども、その辺が北竜町との共同牧場ですから、私どもがやりたいと言っても北竜町の方がこれ以上の出費は、ということになるでしょうから、今2名いる正規の職員の定年退職の時期と償還が終わる時期、これらを見きわめながら、将来にわたっては、もう少し拡大した牧場経営をして収益に結びつけていきたい、そういうような思いで、今、農業振興課の方にも様々な角度から検討させておりますので、決して牧場については、マイナス思考ではなく、プラス思考で経営形体も職員を雇ってまでやるということではなくて、臨時の方、あるいは酪農の経験があって離農せざるを得なかった方を招聘したり、そういうような考え方でやれば、十分採算が合うというふうに思っていますので、あるだけの資源を大事にしながら、そういう方向で検討させていただきたい。これについても、どういうふうに展開するかというのは、また、ご相談を申し上げたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、3番。

○3番（室田俊朗議員）一再— それでは、再質問させていただきますけれども、この下の方にも書いてあるのですけれども、場合によっては、本来の山林に戻してほしいと

いう私の希望もある訳でございますけれども、ご存知のように、西の山は元来全体的に山林でありまして、それぞれ再開発によってかなりの材木と言いますか森林が破壊をされておりまして、この前に中村議員から質問があったように、危機管理の関係で水害の関係、また、風雪害の関係で私の子供の頃から比べますと、かなり水のでる量が多くなっていたり、また、ちょっと風が吹いた雪が降ったとなると道路が塞がるということで、非常に木がないということは、周りに住む人たちの生活にも影響しているという気もしております。

そういった中で、町長の言われているように、ゴルフ場にしても、牧場にしても一部事務組合で行政がどうのこうのと言う部分じゃないとは思いますが、遠い将来を見通した中で植林できる部分は植林する、例えば、恵比島牧場でもいいですし、萌の丘だとか、当面植林してやっていける所は木を植えるというような、長いスタンスの中で見ていただきたいなと思いますし、あまり人の企業のことを言うとは問題でありますけれども、そういうことも考えておくことも必要だと思うのですが、その辺どのように考えているのか、お願いします。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）今申し上げましたように、ゴルフ場については、他人のことで、言及することは避けたいと思いますけれども、それ以外の恵比島に向けてについては、五ヶ山ビジョンもありましたけれども、様々な形で地域開発も進めようとしておりますし、あるいは、町が誘致する施設の候補地の一つにも挙がっている地区でもありますので、それらの推移を見ながら将来どういうふうに展開していったらいいのか、また相談をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。

それでは次に12番 橋場議員、憲法の平和的、民主的条項について質問してください。

○12番（橋場 守議員）12番。今、憲法問題が非常に騒がれております。前に町長に質問した時に、50年以上も経っているのだから、憲法にも色々と現状に合わなくなっているところが出てきたのではないかと、部分的には改正しなければならないというような発言がありましたけれども、調べてみますと、日本の憲法を改正しなさいと一番初めに唱えたのは、アメリカなのだそうです。1946年に決定して、47年5月に施行されたのですが、アメリカの国防長官が1948年早々に日本政府との間で憲法を変えろという話をしているそうです。その当時の国防長官が日本と西ドイツの再軍備を提唱したのですが、日本については、ポツダム宣言に基づいて日本を支配しているわけで、それに基づいて日本の憲法が創られているし、どうしても再軍備を、軍隊を持たせるためには、ポツダム宣言が邪魔なので、これは今すぐできないということで、憲法が施行された2年後の2月28日にアメリカ統合参謀本部の決定として日本の限定的再軍備という決定をしているのです。今我々は、古くなったからとかプライバシーだ

とか環境権について合わなくなったからということで憲法を見直すということが専念されているのですけれども、一番の9条を変えれという主張しているのは、アメリカなのだということが最近わかったのです。私が勉強してということですが。

9条について言うと北朝鮮のような国もあるし、どうしても自分の国を守るためには、軍隊が必要ではないかというふうに主張されているのですけれども、目標としては9条なのだけれども、そこから入るとなかなか憲法改正ができないということで、プライバシー権だとかそういうことを先に出して、憲法を改正しようとする動きがあるのです。

この間、東南アジア諸国連合の会合がありました。その前には、東南アジアの全ての政党がマレーシアかどこかに集まったのです。野党も与党も関係なく集まりましたが、日本では、自民党は出席しなかったそうです。その中でどうやって紛争を解決するかということを話し合っています。今度の東南アジア諸国連合の中でも、紛争は話し合いで解決しなければならないという方向で決議しているのです。そうすると、日本が攻められると次にはどうするのだと騒いでいるけれども、世界の流れというのは、そういう方向、軍隊ではなくて紛争の解決は話し合いでという方向に流れているのです。そういう情勢の中で日本の憲法の平和問題を掲げた全文、9条というのは日本だけの宝ではない、世界の宝だという方向が強まってきています。

そういう状況の下で、日本ですばらしい中身の憲法を改悪する動きがあるのですけれども、町長は、この問題に対して、特に9条について守っていくべきだと私は思うのですけれども、町長の見解を聞きたいと思います。

それと、憲法というと国民が守らなければならないものなのですから、国が発した国民への命令ではなく、国民が国に発した命令なのだというので、この憲法の条文の一つ一つを国が守らなければならないし、自治体というと自治体の職員、特別職をはじめ議員もそうでありますけれども、我々に住民から発せられた命令なのだという立場で憲法を捉えなければならないと思います。

そういう点で、これから自立していく上で、随分町民と接触しなくてはならないので、その場所でそういう立場を広めていく必要があるのではないかと。そういう点では、町職員の中にも、憲法から見て、この発言はちょっと問題だなという場合が何度かあるので、そういう立場で町長に職員に自覚させていただきたいのですけれども、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）こういう発言をしたということですが、ちょっと記憶が曖昧なので、お許しいただきたいと思いますけれども、50年も過ぎているということはもちろんそうでありますけれども、それだけの年数を経て国民のみなさんが論議をすべきだという意見が随分多いような、新聞のアンケート結果で出ておりますから、そうした意味では、9条がどうのこうのというよりも、そういう意思が国民の中にあるので

あれば、十分論議をして、自分達の国の憲法がどうあるべきかということをやすべきだろうとそんなふうに思っております。特に憲法9条について見解をとといいますと、支障も有りますのでお許しをいただきたいと思いますけれども、私どもは国の憲法ですとか、自治法ですとかあるいは、町の条例だとか規則というものに従って住民のために仕事をしているわけですから、私ももちろんそうでありますけれども、職員全体がそういう意識で現行の憲法、自治法、地方公務員法、そういうあらゆるものに従って仕事をしている、そのことにご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。

○12番（橋場 守議員）一再— 9条については、ここで自衛隊の弾薬庫を誘致している問題や、自衛隊の削減をやめてくれと国に要請している関係上、9条については言いづらそうですが、これと自衛隊の問題は、別に考えていくべきなのです。アメリカによって創られて、それが本来で言うと、中規模5カ年で、いままでは5年間で25兆円です、それが少し減らして5年間で24兆ちょっとぐらいということで、少しばかり減ったのですけれども、この年間5兆円近く使っている軍事費を2兆円に減らしていく、そういうことによって、今我々は交付税を減らすなどと言っているわけですが、こういう闘いと一緒になって実現してくるのだと思います。

そういう無駄な税金の使い方をそのままにしておいて、我々が自立できるだけの交付税をよこせと言ってもこれはなかなかできないです。対案としてここが無駄じゃないかと各地方から言っていかなければならないと思うわけですが、そういう意味では、日本の憲法というのは、戦後の復興に、本当に軍備を持とうとしたけれどもあれ以上持てなかったのです。そういう意味では税金を国民の生活のために使えたという大変な功績を果たした憲法だと思います。

古くなった部分もあるのではないかと思います。実際に配慮されています。例えば、24条に結婚の問題やなんかが出ているのですが、私たちは男女の平等というときに「男女」平等というのですが、男が先になって女が後になるのですが、ところが憲法では、こう言ってないのです。「男女」と言ってないのです。なんて言っているかといったら「結婚の成立は、『両性』の合意に基づいて」、両性と言っているのです。男女と言ったら平等ではないでしょう。それ程配慮した文章になっているのです。そういう意味では古臭くなったのではなくて、益々光り輝く、今の状況においては、内容だと思っています。そういう意味では是非町長、憲法を守ろうという立場に立ってほしいと思います。後で、もし良かったら、1949年の2月28日にアメリカ統合参謀本部決定で日本の警察増強やそういうことで、先ず警察予備隊から軍隊を作っていこうという、そういうことを決めているのです。それはアメリカの場合、公文書も何年か経ったら全部公開しますから、私たちの党はそれをいつも調べに行って、過去の問題をきちんと出して、国の政策に反映していつているのです。そういう意味から憲法のすばらしいところ

を、実際には破られてきているので、守れと言う立場に立つ必要があると思いますので、町長、そういう点で更に憲法 9 条で言いづらいのであれば、全体としては守るという立場で考え方を披露してください。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○町長（西田篤正町長）申し上げましたように、古い部分があるからどうのこうのということではなくて、国民の中から自発的にそういう見直しをするということが出てきて、多くの国民のみなさんがそれに賛同するのであれば、それは止むを得ないのではないかとこの私の考え方であります。先ほど申し上げましたように現憲法がある限り、私どもはその憲法に従って仕事をさせていただきますし、その憲法を守らんということであれば、これは日本の国民でないというふうに思いますので、そういう精神で頑張らせていただきます。

○議長（吉田好宏議長）はい、12 番。

○12 番（橋場 守議員）2 回ですけれども、次に移ります。

○議長（吉田好宏議長）次に、地方自治法について

○12 番（橋場 守議員）はい、12 月 2 日に全国町村長大会がありました。この状況について感想を聞きたいと思うのですけれども、それが 1 つです。

それから、地方交付税に対する国の削減の方向について、これ以上削減をするのであれば、内閣を倒す運動をしなければならないというような知事の発言があったわけですが、今度、14 日付けで、おとといですが、地方 6 団体から全国の知事及び県議会議員、それから市長、市議会議員、それから町村長、町村議会議員に対して、これ以上交付税を減らされるのであれば、県段階でもあるいは、支庁段階でも、それぞれの町ででも、国に対して抗議運動を起こそうということの通達が出されたわけですが、私は以前の合併問題の時から自立で行こうと言ったのは、そういう運動が必ず起きるだろう、今まで通りの小泉内閣がそのままでいれるはずがないし、倒さなければダメだと、変えていかなければダメだという立場でありましたから、自立の方向を強く訴えてきたわけです。さっき、地方 6 団体からの補助金の削減について出ましたけれども、国が本当はやろうとしていたのだけれども、あまりにも国から交付税は減らす、補助金も削減すると言えば、国民の怒りが爆発するということを前もって察知して、知事会や 6 団体の方に是非あなた達の方で削減案を出してくれという提案だったのです。それに基づいて 6 団体が提案して国に出したわけです。私たちはとんでもないなと思ったのですけれども、それの大前提があるのです。要するに、補助金というのは一般財源として使えないわけです。それを補助金がこれだけ削減するかわりにその分の税源を必ず地方に移譲せよとこれが大前提だったのです。ところがその大前提が崩れて、地方 6 団体が削減してもいいよと出したやつの 8 割程度しか税源移譲されない、これではやっていけないわけがないのです。更に地方交付税も減らすと、こういうことになってはダメだということで、町村大会も

起きたのだろうし、それから今度、6団体が各首長さんや議長に対して通達を出した経緯ではないかと思うのです。そういう意味で、是非、国にあなた達政府は変わりなさいと言うのは主権在民でありますから、これは、当然の国民の権利でありますから、そういう立場で町長、通達に基づいてこれから運動を進めていってほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）12月2日の全国町村長大会、これは新聞ですとかテレビでもすでに報道されておりますので、大方の議員のみなさん方もご覧になっていると思いますけれども、大会の雰囲気としては、非常に異常な雰囲気の中で行われた。例えば、総理大臣は来ておりませんので、内閣府の副大臣が総理大臣の代わりに来ていました。祝辞を述べていただいたのでありますけれども、一切拍手もなければ、なにしにきたのだという野次が飛ぶような状況で終わった。それから総務大臣が祝辞を述べましたがけれども、総務大臣は、身体をはってでも地方を守るという発言をしたものですから、やんやの拍手を浴びて、これだけ喜ばれて拍手を受けたのは久しぶりだというような話で帰られました。それと次に大きな拍手を得たのは、参議院の扇参議院議長さんが祝辞を述べましたがけれども、はっきり同じように、地方いじめだけなぜやるのだと言う発言をされたので、このお二方は非常に拍手で送られておりまして、あとの内閣府から来た、あるいは衆議院の代表ですとか、それぞれあったのですけれども、あまりそういう反応がなくて、かなり町村長自身は悲痛な思いでこの全国大会に出席していたのかなと、その前の6団体主催の議長さんも出席した会議もそうでありますけれども、従来の会議と全然雰囲気がちがいまして、非常に強い決意で集まってそれぞれ要請活動をして帰ってきたというのが実態であります。

それから、2つ目の、今と関連しますけれども、従来と違うのは、要するに今まで地方は騙され続けてきたのだ、これ以上やられるとどうしようもないというので、橋場議員さんがおっしゃったような文面がこの町村会の政務情報でながれてきたので、持ってきましたけれども、6団体の代表者会議で申し合わせ事項として、前段の方は省略いたしますけれども、後段の方で「地方交付税に関し、地方の信頼を裏切る理不尽な措置が一方的に講じられる場合には、地方6団体として断じて許容することなく、現内閣に対する不信任決議運動を全国的に展開する等の対応を行う覚悟である。」これは申し合わせをしたということですから、私どももその一員としてそういう事態になれば、そういう行動をしていかなければならないのかなと、それ程地方が、今回は簡単には引き下がらないぞという覚悟でいます。それはなぜかと言いますと、地域の財政がもたないということは、その地域に住む住民のみなさん方がそこで生活ができなくなるということ。そういうことをきちんと各市町村長あるいは都道府県知事、議会もそうですけれども、そういう捉え方をしているのかなとそんなふうに思っているところであります。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。

○12番（橋場 守議員）是非、6団体でそういう強い決意を表明して、各首長さん達に地域でのそういう運動を盛り上げるような通達やお願い、そういうものが来ていますので是非そういう方向でこれからの自立に向けての町民との話し合いの中でこういう状況だというのは、訴えてほしいなと思っております。それで、次、3番目に。

○議長（吉田好宏議長）はい、次に移ってください。定率減税削減や消費税について。

○12番（橋場 守議員）表題のとおりなのです。ここに資料を付けましたけれども、自民党の柳沢政調会長代理がテレビに出演してこのように話しているのです。この間、ラジオで聞いていましたら、前の前の幹事長、なんていいましたか、顔のごつい人、彼がラジオでインタビューを受けていましたけれども、「郵政民営化ってなんのためにやるのだろう、まったくわからない」と発言していましたけれども、そういうふうに、今、自民党の中でも相当いろんなことで揺れていますから、私はやはりこれに地方からの大きな運動があれば、政治を変えていけるのではないかという立場でおります。

そういうことで、この定率減税について、町長の見解と反対の立場でがんばってもらえるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）反対、賛成というのは控えさせていただきますけれども、私どもとしては、懸念するのは、すでに学識経験者あるいは閣僚の経験者のみなさん方ももちろんそうでありますけれども、多くの方が定率減税を実施するということは、せっかく上向きになった経済を一気にまた元に戻してしまわないかと懸念の声が上がっております。そうした意味では、慎重にやっていただきたいという、そのことは町村会としてもそういう申し入れをしておりますので、私どもとして良い悪いということよりも、慎重に国民の声を聞いてその対応をしていただきたい、そういうようなことで声を上げていくよりしかたがないのかなというふうに思っております。すでに与党では合意に達して実施をする方向でいっているようですけれども、そういう中でも条文で新たに、動向を見て中止も有り得るような条文も加えたというようなことも新聞の解説に出ていましたけれども、その辺ちょっと私どもとしても懸念しているところであります。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。

○12番（橋場 守議員）町長、慎重にやってほしいと言うけれども、これは慎重にもなにも、やられたら大変だと思うのです。10月1日から一般の厚生年金と社会保険の掛け金が上がりましたよね。もう、なにもかにも上がっていくわけです。それから介護保険についても、いろんな見直しで今まで受けられたものをなるだけ受けられないような方向で、要するに自助努力でがんばれと言わんばかりのことがやられてきたり、国民に痛みだけ押し付けるような状況の中で、更に定率減税を切られましたら、ここに柳沢さんが心配しているような状況がうまれると思うのです。町長は沼田の町民の長でありま

すから、こういう問題が住民に対して大変な苦しみを与えるということであれば、やはり断固として国にもものを申すということが必要だと思うので、是非ともしっかりした立場で反対の姿勢を貫いてほしいなと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○町長（西田篤正町長）国も様々な財源の問題もあろうかと思いますが、考え方としては、ここに橋場議員が添付しております柳沢さんの発言内容、これとまったく私も同感で、非常に危機感を持って感じておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。次に食料問題について。

○12番（橋場 守議員）農業問題について質問いたしますけれども、私はいろんな農村議員さんの発言を聞いて、ちょっと残念だなと思うのは、米政策の改革大綱を進めていくうえで、食料の問題で言うといろんな地域で農業をやれないような状況と言うか、例えば、ドンドン生産ばかりして、農地に有機肥料というかそういうものを還元しないために表土が何十 cm も流れていってしまふところがたくさん出ているのだそうです。将来、本当に食料生産するのにどうなるのかなという心配があるのだそうです。それでいろんなことがあるのですけれども、例えば、中国で規模を拡大して外国と太刀打ちできるようなということで、一生懸命規模を拡大して担い手農業だとか集団でやれるような、そういうところにだけ、国の政策を宛がうのはそしかない、小さな農家の人たちには国の政策があたってこないという方向が進められていっているのです。

私はやはり、沼田の米あるいは農業を守っていくといううえでは、本当は大きな観点に立って国の政策を変えてどんな規模の農家の人も農業を続けたいという人には、農業を続けていけるような政策を国に要求するべきではないかと思う。どうも規模拡大、それは国が言っている担い手農家、そこにだけ目を当てるような方向に、賛成してないのかもしれないけれども、批判を全然されていないような感じがして残念なのです。

例えば、規模を拡大しても中国の農家の収入は、年収で3万とかそのくらいだと言うのです。中国の政府は、今、環境を守るという立場から経済成長も7%かそのくらいで計画を立てているのですけれども、これでは世界中に迷惑をかけるということで、3%くらいに経済成長を抑えるという方向を出しているのです。特に工業の活動を抑えて、農村に力を入れようという方向をやっていますから、少しは収入が増えていくのかなと思いますけれども、年収3万円くらいの農家の人が作っているものと、日本がいくら農家が規模拡大しても太刀打ちできないのです。やはり、世界の食料はどうなのかという根本から考えて、国の政策、今、沼田の農業を守らなければならないということもあるけれども、それと同時に大きな立場で日本の農業を守っていくということで、農業政策を転換するということを要求していかなければ、根本が直っていかないと枝葉末節の方は、もううまくいかないのではないかと、枝葉末節というのは、大きな農家がそうだというのではなくて、農業そのものを全体で守るということになれば、そういうことじ

やないかと思うのです。野放しの農産物を輸入しているし、これで日本が農産物を輸入することによって、東南アジアの発展途上国の農家の人たちは大変なのだそうです。農業生産は輸出できるものということで、自分のところで食べる農産物の生産もできないような状況になっているということで、日本の米不足の時に日本が高く買ってきたから、地元の米が上がって東南アジアの人が餓死するような状況まで作ってしまう、そういう罪を犯しているのではないかと、日本の農業政策は。

そういう意味で、野放しの農産物の輸入に歯止めを掛ける。それから、農家の生産コストを補う価格保障を絶対すれと、それに大企業の農地支配を許さないというこの3つを国に対して要求することもしていかないとダメじゃないかなと思うのですが、いかがでしょうか、町長。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）おっしゃるとおり、私どももこの1、2、3というのは、そういう方向で要請を続けておりますし、先般も自衛隊の要請でそれぞれ周ったおりにも、特に農業問題にも触れて要請をしてまいりました。とにかく農家が生きていけない。このままでは、地域が崩壊するぞというようなお話を、議長さんも同席していましたので、お話ししましたら、国会議員の先生方もわかっているのです。もう明らかに現在の大綱の見直しは、政策の見直しが間違っていたという話をしていました。そして、なんとか千円でも2千円でも上積みになるように、今、全力でやっているのだと、だけでもなかなかそれは聞いてもらえない。ということは、やはり、全農なりホクレンなり、農家を代表する組織がそれを納得して自ら提案したものなのです。ですから、そこがネックになりまして、なかなか突破できないという実情だそうです。

しかしながら、農家がそういう実態になっているということを初めて皆様方がわかりつつある。しかしながら、所得保障の問題もお話を聞いたのですけれども、北海道以外の、道内でも農業を良く理解している先生というのは、あまりいないのだそうですけれども、稲作はもう所得保障の対象ではないと言うのです。それが全国的に大半を占めている。理解をしているのは、北海道の何人かと東北の議員で1人ぐらいしかいない。それで大勢の人を相手にして、いかに稲作だってこういう状況だということを理解してもらうのに、今、奮闘しているのだというお話でしたけれども、政党は別にしまして、北海道は皆そうやっているというお話ですから、私どももとにかく農家が来年も再生産できるように、最低でも13,000円が入るような格好にしてくれと、と言っておりましたら、ホクレンの流通経費も少し考えなくてはダメだと、農家ばかりが負担をさせられてホクレンはなにも痛みを伴っていないじゃないかという発言した代議士もいました。そういう総合的なものを見ながら、私どもは空知管内で北海道知事にも要請しておりますし、そういう運動はこれからも続けながら何とか地域を守っていかなければならない、そんなふうに思っております、この橋場議員のおっしゃるこういうことに対してもそ

のような主旨でお願いをして、要請をしておりますので今後とも是非ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、次、地域再生のための基本方針について。

○12番（橋場 守議員）5番目ですけれども、見直し・検討する事務事業の中で、地域再生のための基本方針というのを見ましたら、ずいぶん切るものが多いですね。やむを得ないものもあると思うのですけれども、私はここに書いた問題だけは見直してほしいなと思うのは、たとえば、ほろしん温泉に対する優待券事業をやめると書いてあるのですけれども、やめてもやめなくても、黒字ではないわけです。優待券を出してその人たちが使えば、まわりまわって町に戻ってくる金なのです。そうすれば、逆に減らすのではなくて、増やして大いに行ってもらおうと。行ってもらわなければ、その分持ち出すわけですから、そういうことの方が私はいいのではないかなと、こういうふうに思っていますかどうか。是非、全町民が、非常に良い温泉ですから、大いに健康のために利用してくれというPRをして、もっと人が行ってもらうことをやった方がいいのではないか、呼びかけが必要ではないかと思うのですがいかがでしょうか。

それから、玄武岩ハイキングコースの整備を廃止するというのも出ていたのですけれども、確かに沼田の人は利用しないのです、町がやっているのか教育委員会がやっているのかほたる館がやっているのか知らないけれども、登山会をやるのですけれども、人が集まらないのです。残念だなと思っているのですけれども、私はあそこに年に7回ぐらい登るのですけれども、非常に短い距離で低い山なのですけれども、急な坂も有って体力を付けるには非常に良いのです。是非、宣伝してこういうものをみんなで活用するという方向が必要ではないかと思っているのです。大体1回に400,000円くらいで登山道を整備しているのです。1年に1回。

あその山には、初任者講習、今年新任された小中高の先生方、ものすごく少なくなったのですけれども、3日間の宿泊研修をやってくれているのです。1つは化石を実習する、1つは森林の散策、1つは玄武岩の登山なのです。私が最初頼まれたときには、30人くらい登ったのですけれども、やはり時代の変化と共に、苦勞するのが嫌な先生が多くなったせいか、登山する先生があまりいなくなったのですけれども、そういうのに使われているのです。それから、去年からなのですけれども、浦臼の中学校2年生の生徒が今年も来ましたが、1泊研修で化石の研修とあの山を登って降りてくるという授業をやっています、総合学習でね。そうするとあそこが整備されないとその人たちは来なくなるのだなと、プラスマイナスだったらマイナスかもしれないのです。金の問題からいうと。しかし、もっとそういうのを広げて、沼田町の学生も使えるような方向に、活用していく方法をちょっと考えてもらえないものかなと思っています。この浦臼中学校が来たときには、時期が6月過ぎで、春に刈った草が、一番伸びる時期ですから、山の道路はそんなに伸びないのですけれども、平地の所がボーボーになってしまうのです。

それをほろしん温泉の職員の人が、刈りはらい機ですっと平らな所を刈ってくれるのです。気の毒なこととしてしまったなと思っていますけど、そうやって、ほたる館の職員の人たちも自分のところに来てもらうということで苦勞してやってきていますし、資源を活用するという点でどうなのかと思っておりますので、お考えを聞かせていただきたい。

それから、駅前周辺の整備なのですけど、これは道がやることなのですけども、道がやるのは勝手なのですけども、沼田が町長の言ったように駅前広場の整備ということであって、どの位沼田町の予算が掛かるのかちょっとわかりませんが、今、あそこを整備して本当に商店街が潤うのかなという、私は率直に言って、炭鉱があって、ここにしょっちゅう人が降りるような状況であれば、それは良いと思うのですけども、沼田町の駅で乗り降りする人で、他所から来る人は何人いるのでしょうか。他所から人が来なかったら沼田町の人わざわざそこに行こうというのはあまりないのではないかと思います。そういう意味で本当に普及不要のものは、先ず我慢しようという立場で、財政を大事にしなければならないという時期ですから、これは見直せないのかどうか、そのことだけ聞きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）1点目のほろしん温泉の優待事業については、最初の段階でお示したものが温泉の優待事業の廃止ということだったのだろーと思いますけども、もう一度最終確認をすることになっておりまして、今、橋場議員さんがおっしゃるようなご意見も職員の中からも出ておりますので、これは十分検討させていただきたいと思っていますけども、ただ、今日もテレビでご覧になったかと思いますが、朝、地方交付税について、NHKでやっていましたけれども、敬老祝金ですとか、こうした優待事業だとか、これらが地方が無駄使いをしているから国が借金こいてどうもならないのだ、こういう論法なのです。ですから、おそらく今度そういうものの、どうしても財務省の言うことを聞かないような予算編成で終わってしまうとすれば、おそらく地方の歳出を洗いなおせと来ると思うのです。その時にこういう無駄なことをやっているところには、その分は交付税の対象にしませんと、今日も明らかにそう言っていましたので、そういうような懸念で、例えば、敬老会の問題、敬老年金の問題だとか手をずっと入れているのですけども、そうした意味で現状見直した方が良い、従来とおりの若干続けた方が良いという職員の意見が大勢を占めているので、そういう方向で残すことにはなるだろうと思いますけども、住民のみなさんに提示するときには、しかしながら、いつまで続けられるかというのは疑問に感じるころであります。そういう国・道の動きを見ながら、やっていかなければならない。橋場議員さん流に言うのと、「だからがんばれば良いのだ」と言われるのかもしれないですけど、現実にはそういうことをやってカットされとなりますと、やはりなかなか実施はできない。そんなことも頭に置いておいていただきたいと思います。

玄武岩については、おっしゃる意味は十分わかるのですが、今まで苦勞して整備をして、少ないとはいえ温泉の1つの資源として使っていたということからいきますとわかるのですが、だんだん苦しくなってきましたと、どこをカットすればいいのだという論議になりますと、やはり、利用の少ないところからいこうかということになりまして、この辺も議会でそういう意見があったということを職員の最終検討の中で話し合いをさせていただきたいと思います。

駅前周辺整備につきましては、前回・前々回の議会でも野議員の方からもそういう不必要な、というご意見もいただいております。しかしながら、実質にはもうスタートしているのです。用地の買収の話も進んでおりますし、これは長年、前の町長のときからの懸案事項ということで、私も就任して以来、土現に行く度をお願いしてやっとここまで来たという状況なのです。そういう状況なものですから、申し上げましたように商店の空洞化あるいは商店のこれからの有り方、そういうものを総合的に考えまして、現状で、個人的で申し訳ないですが、金子旅館なんかも対象になりますので、そういうものをひっくるめて複合施設がどうしたらいいのかというようなことを論議させていただいて、従来、お示しをした駅前の再開発のプランは、建設課も含めて担当課地域開発課に全面的に見直しをかけるようにと今言っておりますので、最小の経費で土現の事業と付き合うことはしなければならない。それで住民のみなさんが、あるいは商店街のみなさんが喜んでもらえるものを考えよう、ということで今やっておりますので、それは17年度中そういう検討をすることになると思いますので、議会の意見も聞きながら無駄のないようにすすめさせていただきたいと思います。もちろん、さっきの野議員さんのおっしゃった空洞化の問題もひっくるめまして、商店のみなさん方の意見も聞きながら、さっき言った商工会に文書で依頼をして商店としての考え方をまとめてもらう。それを反映して地域のみなさんに、消費者のみなさんも入った中でその商工会が提案したもの、私どもが考えたもの、そういうものをひっくるめて提案申し上げて、どうだろうかという相談をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）12番。

○12番（橋場 守議員）本当に腹立ちますよね。地方分権、地方分権と言っておきながら、一般財源というのは地方自治体で自分の頭で使えるわけでしょう。そういう福祉に対してやっていることに対して国がああだこうだと言うのが大体おかしいのです。上砂川町は、70歳以上の老人の医療費を国がやめた後もずっとやっていたのです。70歳以上の医療費の無料化ね。そうしたら、国からお前のところは金があるのだからと言って、いろんなものを切られてきて、相当苦しい思いをしていたのです。今、交付税をこれ以上減らすのならというああいう通達が来るような状態ですから、これらについても国に対して、地方分権言っておいて一般財源の使い方にああだこうだ、余っているなんて冗談でないのです。そういう点で大いに抗議すべきだと思いますので、是非ともその

辺をしっかりやっていただきたいなと思っています。あの答弁があれば、いらないと言ったら怒られるか。終わります。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○町長（西田篤正町長）おっしゃるとおり、先程からご披露しましたように、6団体も従来とは全然姿勢が違いますので、そういう姿勢の中でこういうものもその地方独自の事業ですから、そういうことまでも関与するなということをきちんと町村会を通じてやっていきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、次に13番大沼議員。商工振興TMOについて、質問してください。

○13番（大沼恒雄議員）13番、大沼です。TMOについて、3点ほど質問させていただきます。

中心市街地活性化法が施行されまして、その基本方針に基づきまして市町村が基本計画を作成して、その基本計画に基づいて行おうというのがTMOでございます。そんな考え方の中から、今TMOで行っている広域カードシステムと書いてありますけども、これはポイントカード事業でございます。これの行政活用ですね、例えば町が行う行事や施設利用にこのポイントカード、例えば満点カードを使っていく考え方があるかないか、これが1点でございます。

それから2点目、先ほど町長からも答弁を各議員さん頂いていますが、駅前周辺整備とTMO事業の推進。この駅前周辺整備というのはTMO計画の中はかなり含まれております。だから、それに伴う事業を今後どのように展開していくのかお尋ねしたいと思います。

それから3点目、これもTMO事業にあります沼田の特産品の販路拡大事業なのですが、これは今後の進め方という事で謳ってございますが、例えば沼田の物産品を町外の方達にアピールする。このやり方はたくさんあるかと思いますが、TMO自体では雪明り基金というのがございます。これは全てのTMO事業の基金が中に入っていく。この雪明り基金をうまく活用できれば、その後の事業展開が非常にやりやすくなるという事でございます。これは、外貨を獲得するという言葉が適切かどうか分かりませんが、そのように活用できるものではないかと思います。それで町長が、この3点についてどのようにお考えがあるかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）1番目の、TMOに絡んでの広域カードシステム事業の行政活用については、すでに幌新地区の明日萌街道を住民協働でやったという行政報告をさせて頂きました。あの折には参加者に、ポイントカードを与えておりますので、今後ともそういう事業での活用というのは考えられるだろうと思いますし、考えていきたいと思いますが、残念ながら、ちょっとこぼしになるかもしれませんが、そういう事業をやる

時に商店街の皆さん方の協力というのは殆ど無いのです。ですから、自分達がポイントカードを進めてそれを活用するという事であれば、他の事業の時にもやはり協力してもらわなければ、中々なんでそんな協力もしないものを使わなければならないのかという論議にもなりかねないと思います。私は将来、もっと拡大していくとすればそういう懸念もあるのかなと思います。

それと、商工会長さんにも申し上げたのですが、商店に行ってポイントカードありますか出して下さいという商店、私今まで1軒しか言われた事がないのです。ですから逆に、私共の利用側から言うと、買う物を買ってくれたらそれで良いのだと、その後ポイントカードにすると自分とこの負担が増えるからという意識があるのかなと言われた方がいらっしゃるので、ああなるほどと感じたのですが、やはりむしろ積極的に買われた方に、ポイントカードはお持ちですかと伝える。あのセゾングループだとかに行ったら、必ずいますよね。ああゆう精神というかサービスが必要なのかな、そうすればもっともっとシステムが有効に動いていくのかなと思うのです。

もう1点は、沼田食品がやめてから、殆ど農協に行っているのかなと思ったら違うという話ですけども、農協はこれに入っていないのです。だから、その辺を商工会なり、ポイントカードを実施している所が、駄目だと言われたのですが粘り強く話し合いをして、沼田町の商店が何処でも対象になるようにしないと、有効にいけないと思うのです。温泉も最初は渋ったのですが、それはやむを得ないという事で、レストランの分だけは入っていますけども、赤字の企業がなんで入らなければいけないのかという話をしたのですが、やむを得ないだろうという事で入っているのですが、そういう観点からいくと、合併した農協で難しいのかもしれませんが、是非農協さんも加入して頂いて全町的に展開することによって、もっと大きく利用のシステムがつながっていくのかなと思っています。

2番目については、先ほどからお話しておりますように、年明けにTMOの役員の方と、話し合いをして、これ以降どのような事業展開をどのように進めるかという話し合いをさせて頂きますので、その折に具体的なプランが出来ましたらまた、各委員会で説明をさせて頂きたいと思います。その時に実は、単なるTMOではなくて、株式会社の取得をして営利を目的とした活動ができるようなTMOにした方が良いのではないかという話を今、地域開発課にさせて頂いているのですが、そうすることによって町の特産品の販売ですとか、色々な複合施設をTMOが作ると通産省からの補助もありますので、そういう補助をもらって建てて、それを賃貸で例えばお貸しするという事になれば運営費も出てくる。まあその辺、もう少し詰めていかなければなりません、そういう考え方でおりますので、もう少し詰めさせて頂きたいと思います。

それから雪明り基金の関係、町外からの協力も得られる件。これは新聞でも出ていましたニセコ町が、ふるさとづくり何だか支援事業という事で、すでに全国で2例目か3

例目あるのだそうですが、これは3月の議会にそういう条例案を提案する事で今。進めさせて頂いています。その中で、TMO進める雪明り基金との整合性はどうかという話もしていますので、もうちょっと素案が出来るまでお待ち頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、13番。

○13番（大沼恒雄議員）一再一 ポイントカード事業について、商店街の協力が各事業にあまりないと、もっと全面にという事でございますけども、商店街は無いかもしれないけど、商工会自体の町に対しての協力というのは、商工青年部、女性部挙げてかなりしているのではないかと思います。それ以上に何をするかというと、又言って頂ければできる部分もあるかとは思いますが、ただ、赤字の企業がポイントカードを出さないと、さっき町長がほたる館の話をしたのですけども、TMOでの考え方はポイントカードにふるさとサポート券が付いています。これはTMOにも還元されるのですけども、沼田町の町民が、町民づくりのために色んな事で使って頂きたいという部分の券もついてございますので、店の方にしてみれば単純に経費なのですが、経費という考え方ではなくて、これはポイントを出していった消費の皆さんにアピールしていかないといけない。ただ、町長言われたように、消費者に対してのアピールが足りないのではないかという事については、若干反省をしながら更に進めて行きたいとは思いますが。

ただ、行政のカードシステムの利用については、例えば町長ご存知だったのですが、雪囲いの時に満点カードを出してございますよね、あの形を例えば町民運動会にも使えるかと思えます。商店街の商品券を出すのも良いのだけれども、ポイントカードを使う。それから、住民検診に来た方にポイントカード。そういった部分で、必ずTMOというのは、株式会社にならなくても利益をある程度出さなければならない団体なのです。利益を出して、その利益をいかに町民の皆さんに還元して運営していくかという部分があるのです。ですから、駅前周辺整備もそうなのですが、単純なインフラ整備で考えてしまうとそうなのですが、TMOの中心プログラムの中には、八つも九つも事業が駅前周辺整備事業としてTMOには取り組まれているのです。だから、その1発目としてやっている今の、道々の改修ですか、これを単なるインフラ整備としてではなくて、沼田TMOとして考えていかなければならないと思うのです。ですから、新しいものを組み立てるのではなくて、このTMO事業にある基本計画。これは沼田町も認定しておりますので、これをいかに進めていくかという事の方が課題になる気がするのです。

それから、物産事業の進め方については理解は出来たのですが、雪明り基金がTMOの資金源になります。ですから、全てのTMO事業が雪明り基金に入って、その雪明り基金のお金がTMOで使ったり、町で使ったりという基金ですから、行政との話し合いで使えるお金だと私は思うのですけども、その認識が違えば別ですけども、私はそのように理解しているのです。ですから、町長の方も赤字だから出来るとか出来ないとかではなくて、そこの部分をもうちょっと理解して頂いて、行政サービスだとか駅前周辺も

含めてTMOと連携を組みながら今後また進んで頂きたい。町民も、TMOを实际やっている委員にしても、町におんぶに抱っこという考え方はひとつもございません。いかに、町におんぶに抱っこではなくて、自分達で稼いで事業を進めていくかと考えてございます。ですから、そのの部分に対しての町サイドの側面というものが、町長さんが理解した上での側面からの支援というのが、これからTMOを進めていくのに非常に大きな力になると思うのですが、その辺踏まえて町長如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）おっしゃられる意味分らない訳ではないですが、事業を展開した話を聞いていますと、足りない部分は行政で支援を頂けないと出来ないというのが最後に出てくるのです。ですから、これは従来の考え方でいくらがんばっても大変なのだ。沼田町では、それをやることは大変だという話もありますので、それはそれとして私共理解しますけども、さっき申し上げましたように本当に加入している商店の皆さんが、それぞれその事を理解して利用しているお客さんに、そういう親切な態度で臨んでいるのかどうか、初歩的な事だと思うのです。そういう所からやっていかないといけないと思うのです。私はゴルフ何回か行ったのですが、ゴルフ場でカードに付けてもらった事がないのです。あそこは対象になっているのです。後で聞きましたらなっていると言うのです。ですから、そういうふうに皆さんが、今度ポイントカードに対して不信任感を持ってくると、逆にさっき言ったような現象が出てくるのかな。これは、私共も全面的に協力はしますので、そういう取り組みをして頂きたいと思います。

それから、おっしゃられる雪明り基金のことも分かりますけども、例えば町外の沼田出身の人から善意を頂くとすれば、例えば「ほたるの里」を維持するために基金を募集しますとか、色々な名目をかけて、目的の寄附をやっていますよね、そうした意味でその基金と雪明り基金との整合性をどうやっていったら良いか、雪明り基金もあるし、ふるさと基金もあるという難しい事にしないようにしようと今やっています。それから株式にするというのは、多角経営をしようという事なのです。そうしないと、おそらくTMOだけで黒字には絶対ならないと思うのです。それで多角経営をして色々な事業の中から、運営費をできるだけあげられるようにしてはどうか。

その一つの例が、この間視察に行つて説明を受けたら、その説明員の賃金から始まって資料代から入れて一人3,000円取られたのです。すごく高いですねと言ったら、それが株式会社TMOが出来ると言うのです。ですから、例えばこれから役場で視察を受ける時には有料にするという方向でやっています。その時に、資料はTMOから提供頂いていますのでTMOに料金を支払って下さいと言え言いやすいですよ。そのような感じを少し工夫しようと思っております。いずれにしても、駅前全体の関係の事は、今計画は出来ているといいながら、それを実行するとなると多額の経費がいりますので、何処まで縮小して実行性があるのかというのを年明けによく話し合いをさせて

頂きたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（吉田好宏議長） 13番。

○13番（大沼恒雄議員）—再々— 町長、TMO計画自体を進めていく分においては、国からも道からも当然町からも、お金を出さないとならないのだけれども、そうやって例えば町の単費でやるやらないではなくて、そういった計画を町が認定して進めていく事によって、あまりお金を町が使わないで、国・道が支援をして頂けるのではないかという部分があるかと思うのです。これ単独でやってしまうと、物凄いお金になってしまうと思うのです。ただ、そこの部分が先ほど言った中心市街地の整備プログラムという形になって戻ってくると思うのです。これは国が、中心市街地が疲弊しているという事で組み立てているものですから、これはやはり十分に利用して、財源の無い中からでも国・道から出してもらって助けてもらいながら事業を進めていかないと、進まないと思いますのでその辺がんばってやってもらいたいと言ったら良いのか、TMOの委員としては皆さん本当にがんばってやってございます。

ですから、町長が沼田町はお金が無いから出来ないとか事業の縮小をするとしたら、萎えてしまいますので、逆に、そうなのかもしれないけども、何せTMOのメンバーの考え方をもっと理解してもらって、町長が言う訳にはいかないのですが、サイドからがんばれよという支援というのが凄く大事になると思いますので、お願いしたいと思います。

それと、雪明り基金のことについては、やはりこの雪明り基金にTMO資金が入っていかないとならないので、その部分町長本当に前向きに考えて頂ければと思います。

駅前周辺整備は本当に大変な話なのですが、町長どうですか実際これについて前向きに本当に考えて頂くと思うのですが、最後にイエスかノーかという話になるかと思うのですが、お答え願いたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○町長（西田篤正町長） TMOについては、折角商工業者の若い皆様方がこれだけがんばっていますので、これは行政としても支援をしなければならない。それから今おっしゃられるように、色々な補助制度だとか支援制度があるものですから、その辺をある程度理解できるといいですか、専門的にアタックできるような職員がいないと中々難しいだろうと思うのです。ですから、1月に話し合いした結果どうなるか分かりませんが、私の考えとしては4月の異動の時期にでも専任の職員を送り込んで、早急にそれを建てあげたいという考え方でおります。

まあ、向こうが受け入れないと言われれば、派遣する訳にはいきませんが、そういう考え方で出来るだけ、100%の事業もあるようですから、そういう選択はして町の負担を出来るだけ軽くする或いは、TMOの負担を軽くしながらやる方向を是非検討させて頂きたいというふうに思います。

それから駅前開発については、やめるという事はこれ以上出来ませんので、さっき言いましたように出来るだけ住民の理解の得られるような方策で、十分理解を求めている。それは、〜〜〜複合施設、実は説明あったかと思いますが誘致企業の方と懇談しましたら、金物屋さんが無いので本当に困るのだという話なのです。部品が、何かこれひとつあればすぐ直るのにとっても、深川まで買いに行かなければならない。そういう思いをするというお話ですから、そういう金物だとか電気製品だとかの小さな複合施設を設けて、便利屋に頼めばすぐ持ってきますので、そういうような対応も考えないと企業が来るのも来なくなってしまう状況もありますので、そういう考え方をより積極的に進めさせて頂きたい。

それから雪明り基金については、整合性を検討しまして、やはり分離してやらなければならないという時には分離で進めますので、ただ町づくりのための支援をして頂く、善意の寄附を頂く制度は、来年の3月の議会に提案をしたい。素案については、近く各委員会で説明をさせて頂きたいと思っています。

○議長（吉田好宏議長）はい、次に5番。津川議員。行政と住民が一体となった町づくりへの取り組みについて質問して下さい。

5番（津川 均議員）5番、津川です。

行政と住民が一体となった町づくりへの取り組みということで、質問をさせて頂きたいと思いますが、先程、投書箱の質問で絵内議員が質問された、主旨については私もまったく一緒でございまして、今年、春に合併の法定協をいち早く参加をしないという方向を出して、当面の間は本町については、単独で生きていくという方向を出したところでございますけれども、当然そうなりますと、いろいろな行財政を駆使しながら生き残っていかなければならない。そのことで一番影響してくるのは住民サービスですから、住民のみなさんの意見というものを十分に取り入れて、今後行政を進めていかなければならないだろうというふうに思っております。

今、町の方で行っている住民との接点の場としては、まちづくり懇談会あるいはタウンミーティングそういったものを活用しながら町民のみなさんと懇談を持ちながら、ご意見をいただいているわけですが、こういったものは、どうしても行政側から一方的な提案になりがち、そのことに対して町民のみなさんからどういうふうな意見があるのか、そういう形のものがほとんどだというふうに思っております。

そうではなくて、町長が行政報告の中で我が町再生プラン、この中に書いてありますように住民のみなさんが一緒に参加をしてもらう、そのためにはキチンと理解をしてもらう、意見ももらう、行政側からの提案ではなくて、むしろ町民のみなさんからの提案、こっちの方を私は重要視しなければならないのだろうというふうに思います。

そのための方法と言いますか、方策と言いますか、そういう設定の場所がなかなか見当たらない、今の段階ではないような気が致します。先程、絵内議員の質問の中で自治振

興協議会と協議をしながら、その方法については模索していきたいという町長の答弁があったわけですが、その自治振興協議会、9月の定例の時にも質問致しましたが、その自治振興協議会自体が確立した、地位ではないですけれども、確固たる位置付けしたものが今の段階ではない、その後9月から3ヶ月の間、そういったものを十分に持たれて、まず自治振興協議会というものの、町長は9月の答弁の時には「今後、十分にそのことについても取り組んでいきたい」というふうな前向きな答弁をいただきましたので、そのことがまずどうなったのかということと、それから併せて、今申し上げましたように町民のみなさんから意見を聞けるような今後の設定の仕方の考え方について、お伺いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）まず、自治振興協議会につきましては、昨日役員会がありまして、役員会の後に私と助役も出席させていただいたのでありますが、まさにその論議なのです。自立と言いますか、自分の力で生きようとしているときに住民との共同の作業が出てくるだろう、そのときに現状の1年で交代するような役員体制では十分ではないのではないか、というような論議を大分されたようです。その結果、行ってから1時間もなかったかもしれませんが、お話をしたのですけれども、なかなか消極的な方もいますし、町内の方にですね、積極的な方もいますから、その辺の接点をどう取るかということだと思うのですけれども、最終的な結論は、来年に向けて自治振興協議会の総会の中で提案して論議をしていこうという方向に行きましたので、従来からいいますと一歩進んでくれたのかなというふうに思っております。そうした意味では先程答弁しましたように、自治振興協議会をもっともっと育成をしながら、大きく育てていただきながら、住民の様々な問題を掌握できるようなものにしていきたい、その時に行政区長あるいは町内会長、それらの関係をどうするかという論議も昨日出ていましたので、その辺を論議していただくということで進めさせていただきたいというふうに思います。

その他のコミュニケーションをどう取るかということでもありますけれども、様々な意見交換の場は、従来ともやってきておりますけれども、どういう形式で住民のみなさんがコミュニケーションを取ったり、意見の集約をする、先程の絵内議員にもお答えしましたように、それらについてもう少し担当の総務課の方で検討をさせていただいて、4月以降どういう体制で町民のみなさんの声が聞けるか、その辺をみなさん方に考え方も示させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）はい、5番。

○5番（津川 均議員）町長の個人的見解でよろしいですから、もし思っているものがあれば聞かせていただきたいなというふうに思うのですが、委員会でニセコ町に私たちも研修に行ったり、あるいは矢祭に研修に行って、その中で聞いた話なのですけれども、例えば、ニセコ町ですと住民の理解をもらえるために、意見を聞くために、事業として

町長室の開放をやっていると、これをなんで事業として行うかという、普段なかなか町長室に来て話をしてくださいと気軽に言っても、やはり足が重いのだそうです。行きづらいのだそうです。だけど、これを開放事業だよ、町の事業としてやるのだよということになると、町長室に来ない方が悪いような見方をされる、そういう捉え方もできるというところがあるらしいのです。だから、用事がなくても町長室に行かなくてはいけないのだという感覚にうまくもっていこう、そういう誘導策からそういう事業制にしたというのです。そういう方法を取ったり、あるいは、どうしても町長の顔が普通の町民のみなさんには見えづらい、それであそこの町で考えていることは、有線放送、7割と言いましたか、町全体の7割の世帯で引いてもらっている、その中でこの同報無線のように放送しているのですけれども、週1回必ず町長がマイクを持って、最近の情勢だとか、あるいは今後考えていることだとか、そんなことを直接喋るようにしながら顔の見える「そよかぜ通信」と言うそうですけれども、そういった取り組みもしておられる。そのことによって、差をどんどん縮めていく、そうすると意見もくれるようになる。そんなことから、タウンミーティングだとかワーキングだとかそういったものもけっこう回数も増えるようになって、わずか4～5人の町民のみなさんの集まりの中でも、連絡をもらえれば町長あるいは職員のみなさんがそこへ出向いていく、そういう方法も取っているということですから、是非こういったものを参考にしていただいて、できるだけ町民のみなさんの多くの、テーマを持たずに町民のみなさんの自由な発想で喋ってもらえる場所を作っていただきたいというふうに思いますが、そういった点について考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○町長（西田篤正町長）先程申し上げましたように、様々な形で住民のみなさんと懇談をするというのは、やっているわけでありましてけれども、あまり回数が多くなると住民のみなさんから見ると、やり過ぎだと言いますか、忙しいのにまたこんなのがあるのかという意見もない訳ではないのです。そういうことですか、あるいは教育委員会の方では出前講座というのをやって、職員でも町長でも誰でも派遣しますよと言うのですけれども、なかなか件数は私聞いておりませんけれども、そう件数は多くないような話なのかというふうに聞いております。ですから本当にどういう形でいいのか、その辺を先程申し上げましたように総合的に考えて、どういう方向でやったらいいかということをしてできるだけ早い時期に総務課の方から提案をさせていただいて、またご意見をいただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい。次にはいっていいですか。

○5番（津川 均議員）最後に一言だけ。いろいろな協議、検討をしながら、そういったものを是非いち早く作っていただきたいというふうに思いますし、もうひとつは、これから沼田町を担っていただく若い人たち、例えば小学生の高学年、あるいは中学生・

高校生こういった人たちの意見も是非聞く機会を、多分1年に1回ぐらいはやってもらえるのかなと思うのですけれども、そういうのももう少し増やしていただいて、そういった若い人たちがどうやったら沼田へ残ってもらえるのか、今日教育長から実は沼田中学校から地元の高校に行くのは9名程度しかいない、そういった点も小学校の高学年時代から話をしておけば、ある程度理解もしてもらえるのではないかなというふうに思いますので、そういった低年齢の人たちも是非そんな懇談の中で意見を聞けるようにしていただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい。次にはいってください。消費税対策について。

○5番（津川 均議員）消費税対策についてお伺い致しますけれども、15年度の収入を基準にして17年度から消費税の免税店が引き下げられて、3,000万から1,000万になると、この点はすでにご承知のとおりでございます。実際に我々3月決算の者にとっては18年の4月に納入になる。このことは所得税が出なくても、1,000万円以上の売上があれば、みなさん消費税を納めなければならない。私の場合、農業ですから、農業に関して言えば、7割の経費が見れる簡易課税制度を選択をして申告をすることになります。そうするとどんなに最低でも15万、農家の人の平均で多分1戸当たり20万ぐらい、今対象となる農家戸数が200戸ぐらいで4,000万から5,000万の間で消費税を納めなくてはいけないのではないかなというふうに、農家全体でございますけれども、そんなふうに思っております。これは大変な、我々農家にとっては、先程から色々ご質問の中にもありましたように、農家経済も本当に厳しい、米の価格も低迷して大変な時に更に増税をさせられる。しかもこの後、配偶者控除だとか、老年者控除だとかそういった控除もなくなってしまう。住宅ローンの控除もなくなってしまう。あらゆる控除がなくなっていく中で、ますます生活の中で負担が強いられる。当然、商工会も合わせるとまだまだ額は増えるのでしょうけれども、仮に5%の消費税で1%は地方消費税ですから、なんらかの形で町の方に収入となってくるのだらうというふうに思いますが、どの程度の収入増になるのかというものをつかまえておられればお聞きしたい。それから今申し上げましたようにそれぞれの自営業の方たちがこれだけの増税を強いられる、しかも年金にしてもこの後、負担率がアップしてくる、大変な時代を迎えるわけですが、このことについて、町は収入が増えるのだから良いという考え方は、多分どなたも思っていないのだらうと思いますから、その負担増になる分だけでも何とかにかの形で還元できる方法はないのか。それからもう1点は、消費税の申告の事務処理、これが特に農家については農協あるいは農民協という組織の中で処理をしているわけですが、一変にこういう処理が増えてくる、しかも3月15日の確定申告が終わって、それから3月の末までに申告をしなくてはならないわけですから、わずか2週間あるかないかの中でこれだけの処理をしていかなければならない。大変な作業になりますので、私は農協の方にもお願いはしてあるのですけれども、こういったも

のをある程度、中身のわかっている職員さんに要請があればその辺の補助をしてもらえるのか、それが可能なのかなどなのか、この3点についてまず伺いをしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）結論的には2つなのかなと思って聞いていたのですけれども、1%戻されるものを還元していただけるのかどうかということですが、具体的にまだ私どもの中で相談した経緯がありませんので、これから1月にかけて予算の最終段階に入りますから、財政の方でどれだけのものを見込んでどういう状況なのかということ把握しながら、全体の歳入の状況を見ながら検討させていただきたいというふうに思います。

もう1つは、申告にあたって人手不足になったとき、町からの支援はどうかということ、助けはどうかということでもありますけれども、これについても具体的にまだ財政課の方とそういう相談をしておきませんので、その実態等をどういう状況になるのか、もう少し詳しく話を聞きながら、その中でどういう対応が一番いいのか検討させていただきたいというふうに思います。

どれぐらい入るかということね。今申し上げましたように、まだ私、予算がわかっていけませんので、財政課長の方からその辺がわかるのであれば答弁させます。

○議長（吉田好宏議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）ご質問の地方消費税の関係であります。ご存知のとおり、4%が国税でありまして1%が道税ということで、当分の間は国が地方に代わって消費税を徴収するという制度であります。今回の簡易課税制度の免税店が1,000万に引き下がるという状況の中で、この消費税に対しての沼田町の収入影響額、これについては現状のところ、非常に把握ができないというのが実態であります。これは一旦国税として入るものですから、地方に配分される段階で、北海道で事務費を取りまして、その1/2が道税として北海道の歳入になって、残り1/2を事業所統計の従業員それから人口こういったもので按分をして地方消費税交付金として地方へ交付される、とこういう複雑な経路を辿ってくるという状況から、町にどれだけの歳入増の効果がもたらすかというのは、現段階ではなんとも言えないということが実態でございます。

○議長（吉田好宏議長）はい。5番。

○5番（津川 均議員）農業の方は、大体農産物の売上からぼっていけば、5,000万だとか4,000万だとか出てくるのですけれども、商工会の場合、なかなか難しいようでございますので、その点については、もしなにかの機会で見ることがあれば、教えていただきたいなというふうに思っております。

ただ、今申し上げましたように、これだけ増税を強いられると本当に私たちの生活というのは、それでなくても逼迫していますから、大変な思いをするので、できれば、特

に自営業を営んでいる人たちの償却資産、こういったものの固定資産税、こういったものを少し減免するとか、あるいはパーセントを若干減らしてくれるだとかというふうな工夫をしてもらおうと、町も一生懸命やってくれているのだから我々も我慢して納めようかという気になるのですけれども、苦しい状況の中で是非そういった検討もしていただきたいというふうに思います。

もし、答えていただけるのであれば、答えていただきたいですし、無理だと思ったら結構でございます。

○議長（吉田好宏議長）以上で、町長に対する一般質問を終わります。次に、教育長に対して一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。8番、絵内議員。沼田高校について質問して下さい。

○8番（絵内勝己議員）8番、絵内です。沼田高校についてという事で、質問させていただきます。今日も全員協議会の中で、教育長より明年度の生徒確保に対して、非常に厳しい状況だと説明頂いたところであります。今の沼田高校が置かれている状況は、昨年以上に予断を許さない厳しい状況との事ですが、本年沼高にバレーの専門の先生が就任していらっしゃいます。バレー部等の形を作りながら、沼田高校の名を高め、生徒や保護者にアピールすることによって、一人でも多く沼高に来てくれるようにすべきだと思える訳であります。今沼田町も、支援策コースとして色々と努力はされておりますけれども、そういった中こういった事を含めて、取り組むべきだと思いますが教育長の見解をお伺い致したいと思います。

○教育長（松田 剛教育長）絵内議員さんのご質問で、私自身もスポーツは好きなので、こういう形で表題で言われますように、そうなれば良いなという事なのですが、正直言って現実的には難しい状況です。

何故かと言いますと、若干先生方の個人のプライバシーもありますので、差し支えない程度にご説明申し上げたいと思っておりますが、実際今年の4月に来られている先生は、前任校の妹背牛でバレーの指導をやっていた訳ですが、聞きますと2年程前からバレーの指導は後任者に譲っていた。それは色々な事情があったそうです。それと実際に今、沼田高校としては、入学をしてバレーをやりたい生徒がいれば、今の妹背牛高校から転任してきた先生と現在いる先生と二人で指導していきたいという事なのですが、実際には今の所、生徒がいません。運動部の状況も、各議員さんご存知かと思いますが、私も教育長になってから色々な事で高校との付き合いも、たくさんしていますので、実際には今、生徒73名の内、実際に運動部が存続しているのは、バトミントンの男女と、卓球の男女と、バスケット部だけ。以前私、教育長になる前は、沼高も野球部があって、部員数が少ないので何10対0で負けていたという話を聞いたのですが、実際には今、運動部はそんな状況です。逆に、文化部が盛んだという事で、各議員さんご存知のとおり、合唱、演劇、吹奏関係、家庭科クラブが有名で、今年も全道大会に行って2位にな

った。1位になれば、翌年度には全国大会に行けるということで、今年も2位だったという形になっています。実際には、妹背牛高校が女子バレーで盛んになっているので、私自身も出きる事なら、逆にぶつからないように男子のバレーで行きたいという気持ちはあるのですが、実際現実には難しいのかなとなっています。

それで学校の先生とも相談しましたら、是非慕って来た場合には、拒むものではなく、是非来た生徒には指導していききたいという考えでいるという事でご理解頂ければと思っています。

○議長（吉田好宏議長）8番。

○8番（絵内勝己議員）一再ー 今、教育長の答弁で、その中にあったかと思うのですが、何でもそうなのですが、正直言って名前が売れているか、売れていないかという部分が非常にあります。名前を言うのはあれですけども、妹背牛から来られた先生については、全道でも良い悪い別にして、それなりの名前が売れている事だけは事実であります。そういった事で、この公的な場所で、この言葉を使うのは適切ではないのかもしれませんが、名前をある程度利用させて頂きながら、一人でも多く、初めからバレー部そういったものが出来ないにしても、今、専門の先生も来ているから是非どうだろうというPRの過程として取り組む必要があると思うのです。そんな消極的な事で、沼田の高等学校はどうするのですか教育長。僕はやはり、それくらいの強い姿勢でこれからPRしていかないと、棚からぼた餅式に、駄目だ駄目だで縮小縮小の考えでは駄目だと思うのです。やはり、前向きに取り組んで行く姿勢が大事だと思うのです。

教育長も就任以来、非常に積極的に教育関係に対して努力されている事、私も聞いています。しかし、何か一つでも良いから、今それこそ、沼校が消えようとしている状況だと思うのです。それを食い止めるべく、方策を僕は考えるべきだと思うのです。そういった事を含めて、こういった事も必要だと思うのですけど教育長のご見解をお伺い致します。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（松田 剛教育長）今、絵内議員さんの言われるとおりなので、私は決して消極的ではないのですが、たまたま先ほど言いましたように、先生のプライバシーの関係若干あったのですが、差し支えない程度に説明しますと、今、沼田高校に来られた先生はですね、ちょっと体調が不良という事で、あえてたくさんの生徒を集めてバレーを教える状態ではないという事。

それから、私の方の情報では、その先生が今年4月に沼田高校に来た時に、女子バレー部の大半の生徒が、沼田高校に転校したいという申し出があったそうです。実際には、商業高校から普通高校には転校出来ないのですが、そこはお互い小規模高校なので、色々相談した結果、最終的には私の聞いている範囲では、一人の生徒が来たそうです。それは、将来大学へ行ってバレーをしたいという事であるので、ここら辺も高校振興協議会

もありますし、高校とも十分連携をとって是非、昔10年ほど前ですか、ノルディックスキーの山石先生が沼田高校に来た時に丁度、私共町長が教育長で、私も教育委員会にしまして、町長が是非、山石先生がいるのでノルディックスキーをという事で早速、町の住宅を改修して合宿所を作って、生徒募集に奮闘した経過もありますけれども、最終的には地元の生徒が2・3人入った程度だった事。

それから、町にゴルフ場ができたので、ゴルフですと個人プレーもありますので、町職員の有志から集めたゴルフクラブだとかを高校に寄贈して、もしも、グリーンスコースでゴルフをやるなら、安い単価でやらせる事も色々やっているので、色々なことでまた、是非頑張りたいと思っていますのでご理解頂ければなと思っています。

○議長（吉田好宏議長）8番。

○8番（絵内勝己議員）一再々ー 今年就任されました先生におかれましては、僕も随分長い間、交際をさせて頂いた先生の一人であります。そんな事で、あまり個人的になる事に対して追求すべきでないと思うのですが、先生の意見をお話させて頂いたのですが、そんな状況であれば俺もやってもいいんだという話も、僕も聞いたものですから、あえて今日ここで質問させて頂きましたので、ご理解頂きたいと思います。

どっちに致しましても、やはり今の状況での、今の高等学校の生徒を集めるPRにしては、あまりにもPR不足な部分僕はあると思うのです。やはり、バレーの先生もこういった人がいらっしゃるので、もしもやるとすれば出来るのだよという事も一言添えながら、今回教育の高等学校の関係におきましても、従来から募集の形が少し変わってきておりますので、中々一般のところでは難しい面もあるかと思いますが、そういった事でまた、教育長ご答弁頂きましたように、ゴルフなどそんなような事もおっしゃって頂きましたけれども、そういった特徴のある沼田高等学校だということが、どうも少な過ぎると思うのです。

大変失礼な言い方かもしれませんが、事務的に物事が進み過ぎていて、そうではなくてもう少しぶつかってでも良いから、時間かかってでも良いから、何かそんなものを一つでも良いから取り上げながら進めていくような方法に取り組んで頂きたい。そう思いますけれども、よろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（松田 剛教育長）絵内議員さんの言われることは十分わかっていますし、この後、大沼議員さんからも質問あるので、若干重複するかと思いますが、沼田高校の特色というのは、勿論今、絵内議員さん言われたスポーツ関係、運動関係もそうですけど、今、特進コースだとか色々な形でやっていて、小規模校ならではの形で色々な宣伝をしておりますので、そこらへんで是非色々とお話頂いてまた、ご指導頂ければなと思っていますのでよろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）ここで、終了時間の延長について、議長より宣告致したいと思います。本日の会議は、大沼議員の質問終了まで終了時間を延長したいと思います。宜しくお願いします。

それでは早速、13番。大沼議員。

○13番（大沼恒雄議員）沼田高校の間口対策という事で、お尋ねしたいと思います。教育長、今日の全員協議会の中から、色々質問出まして、私の質問する案件が殆どなくなってしまったのです。ただ教育長としては、間口対策においても目標をもって当られているという事なので、がんばって頂きたいと思いますけども、ただ、ひとつお尋ねしたいと思います。

今までの間口対策の効果ですね、今回来年度のやる指針は協議会の方で決定しているようでございますが、今までの効果というのが、今年は町内の入学予定者が9人ですか、だけど去年はもう少し来ていた。そうやって考えたら、今までやっていた方法が良かったのではないかという気もするのですが、その辺どうしてこれがやめてこうなったのか、その部分だけ説明願いたいと思います。

今後の取り組み等につきましては、先ほどから説明頂きましたので、その効果のみ教えて頂ければ質問を終わりたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（松田 剛教育長）今、大沼議員さんの質問の関係ですけども、奨励事業は、平成12年から14年までの3年間は、ご存知のようにパソコンですとか、自動車の免許だとか、ポートハーディへの派遣。その後平成15年に、授業料の1年間分の全額助成ですとか、見学旅行俗に言う修学旅行の関係で、韓国行ったものを全額助成とかをやっていた。その時はそれなりの成果はあった。

但し、それではまだまだ何か進学する生徒に対してのアピールが欠けている面もあるのではないかという事で、沼田高校教育振興協議会でですね、小委員会に諮問をして、何かもっともっと魅力ある高校に、入学する生徒が増える方策はないかという事で、小委員会で検討した結果、今までとはもっと違う形でという結論が出たのが、入学の奨励事業で授業料の免除だと、家庭の環境の中で、授業料が最初から免除される生徒もおられますので、入学金の奨励金という形で一人10万とか、沼田町と姉妹都市提携を結んでいるポートハーディへの研修派遣ですとか、それから今、普通科コース、特進コースという事で、それぞれ入学した生徒が希望を持てるコースで、生徒が希望を持って将来、進学ですとか就職に有利な勉強方法という事でやっています。

私は正直言って、自分が担当になったので特に思いますけど、2年後になった時に、沼田高校の評価というのが凄く成果が現れるのかな、それまでは若干辛抱かなという感じもしています。そうなった時に沼高の存続の関係という事がありますので、色々な関係で沼田高校の学校上げてそうですし、私共の振興協議会、教育委員会もですね、先

ほど絵内議員さん言われたスポーツの関係ですとか、小規模校で沼田へ来ると夜高あんだんにも参加できるとか色んな事をPRして是非、そういう形で沼高の存続をアピールしていきたいと考えています。また色々なことで、議会の議員さんともご相談していきたいと思っていますので、宜しくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）13番よろしいですか。はい。以上で教育長に対する一般質問を終わります。これをもって、一般質問を終了致します。

（ 延 会 宣 言 ）

○議長（吉田好宏議長）お諮り致します。本日の会議はこれで延会致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本日は、これで延会することに決しました。たいへん、ご苦勞様でございました。

17時03分 延会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員